

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第6章 良好な景観の形成のための行為の制限

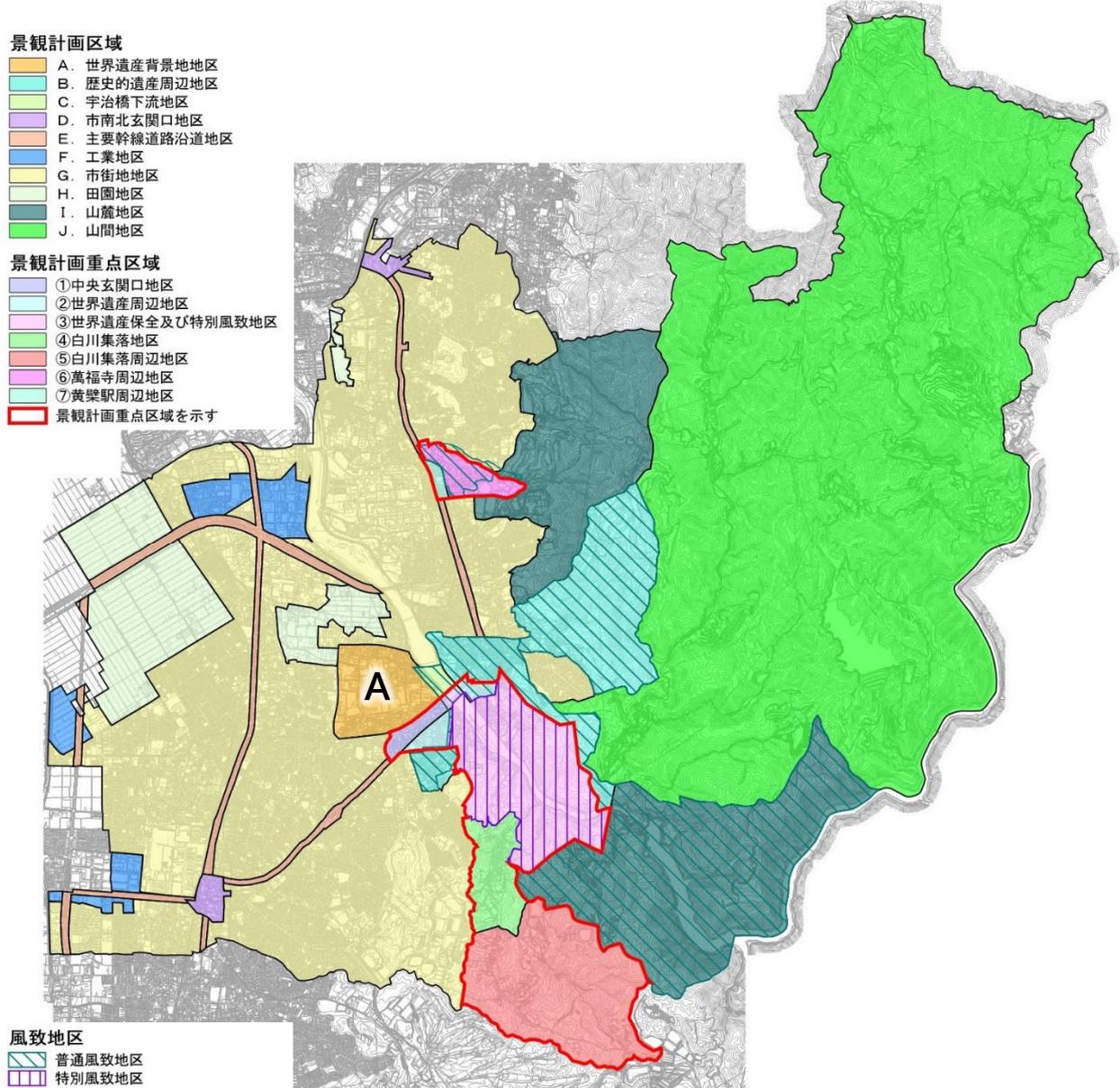
6-1. 景観計画による行為の制限

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内のA～Jにおける景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等及び景観計画重点区域内の建築行為等を対象とし、建築物等の意匠・形態、色彩、緑化などに係る行為の制限を以下に定めます。

また、景観法に基づく届出のあった建築行為等については、良好な景観の形成は個々の条件によって異なることから、必要に応じて景観に関する相談員（以下、通称「景観アドバイザー」）の意見を聞き、助言・指導を行います。

6-1-1. 景観計画区域における行為の制限

A：世界遺産背景地地区



【A：世界遺産背景地地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>用途地域は工業地域及び準工業地域に指定されています。 世界遺産（平等院、宇治上神社）から見て背景地にあたり、地区の大半を事業所等が占めています。 昭和初期に産業基盤が形成された一団の工業集積地として、大規模工場を中心に多くの中小工場が立地するほか、商業施設、マンション、戸建て住宅等が混在しています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>世界遺産の背景地となることから、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求め、平等院から見た眺望景観の保全に留意します。 また、工業地であるため、無機質な景観となることを避けるとともに、積極的な緑化の誘導を図るなど、ゆとりと潤いのある工業地景観の創出・育成を進めます。</p>

【A：世界遺産背景地地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。	
	配 置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。	
	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩及びデザインとする。 ○世界遺産の背景地及び宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩及びデザインとする。	
建 築 物	意匠・ 形態	屋 根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

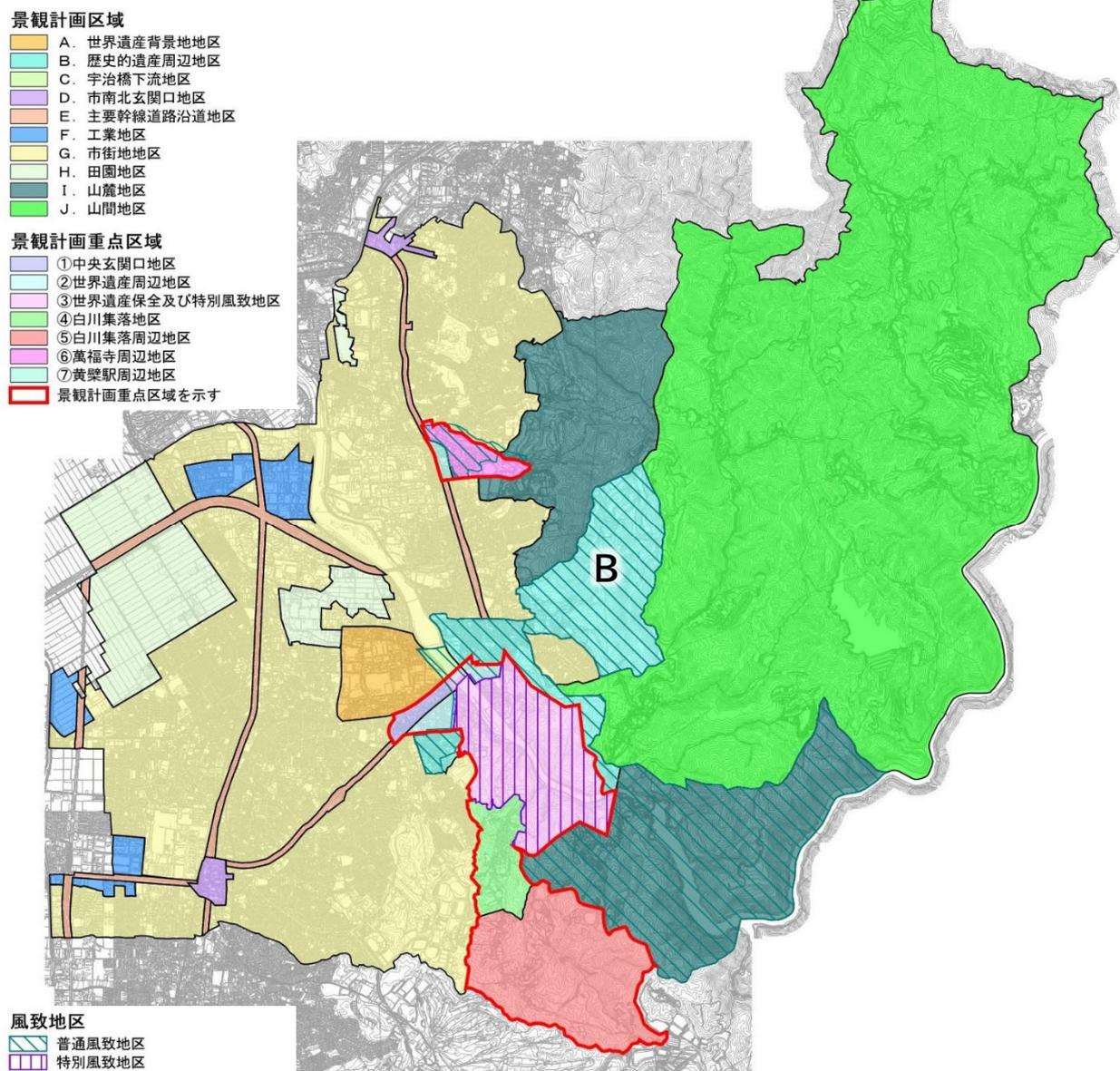
第6章
良好な景観の形成のための行為の制限

第7章
景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章
屋外広告物に関する行為の制限

第9章
景観重要公共施設の整備

B：歴史的遺産周辺地区



【B：歴史的遺産周辺地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺にあたり、三室戸寺、菟道稚郎子宇治墓、お茶と宇治のまち歴史公園、善法寺、茶園などの地域資源を有し、五雲峰や明星山などの市街地近郊の山麓丘陵地とともに、歴史と自然景観が豊かな地区です。</p> <p>地区の大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されるほか、住居系用途地域において高度地区（高さ制限 10m～20m）が指定され、眺望が確保されています。また、市街地近郊の山麓丘陵地は市街化調整区域に指定されており、天下峰へと続く広大なパノラマ景観が広がっています。</p>
誘導の視点	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）から続く緩衝地として、天下峰や五雲峰などの山麓丘陵地を保全していく必要があります。また、これらの自然と世界遺産との歴史が融和した良好な風致を保全するとともに、世界遺産との一体感が感じられるまちなみ景観の創出・育成を進めます。</p>

【B：歴史的遺産周辺地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。 	
	意 匠 全 般	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産及び歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 	
建 築 物	意 匠 ・ 形 態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は <ul style="list-style-type: none"> 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 <ul style="list-style-type: none"> 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。
工 作 物	意 匠 全 般	<ul style="list-style-type: none"> ○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。 ○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩及びデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。 	
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

C：宇治橋下流地区

景観計画区域

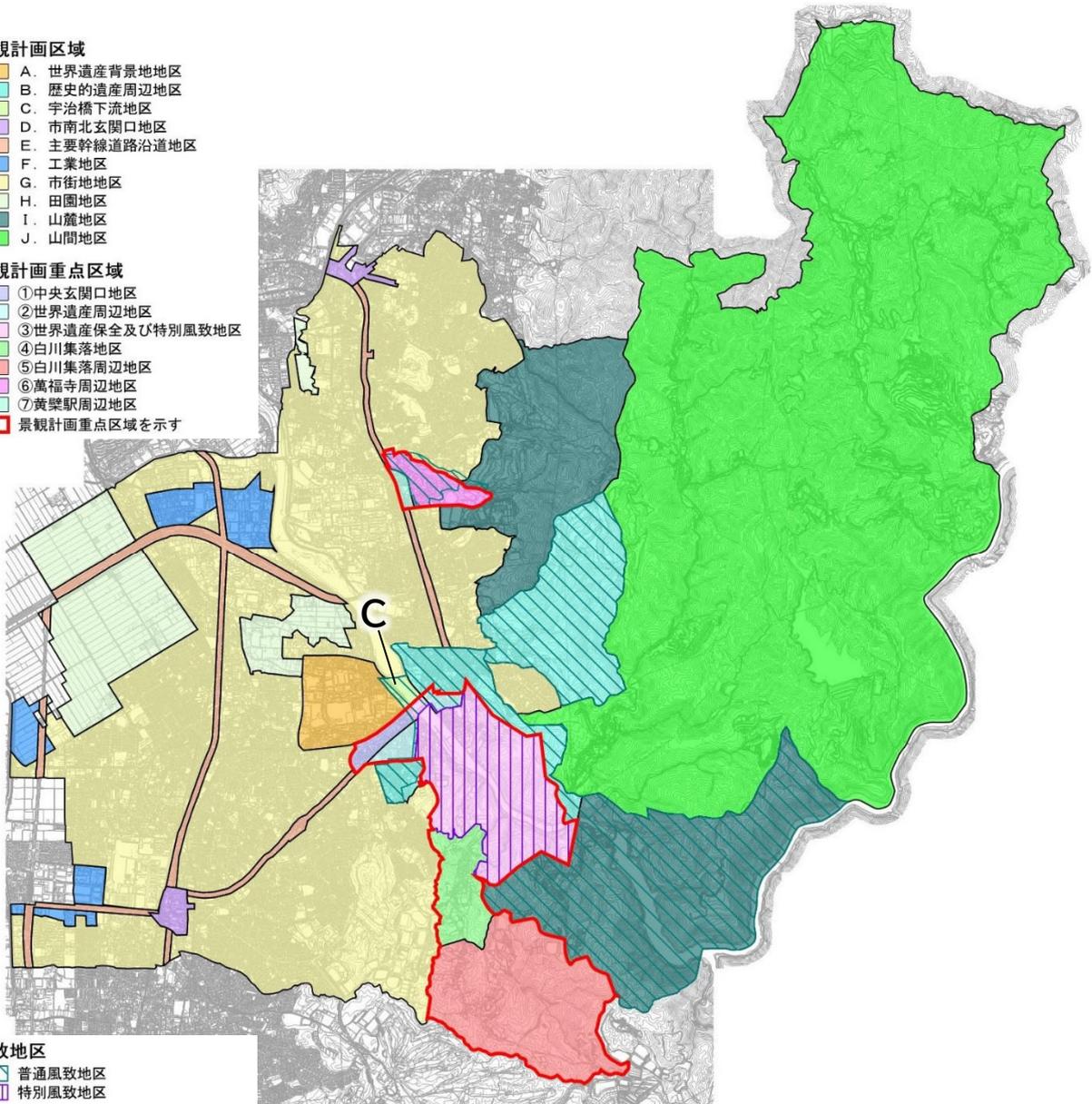
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【C：宇治橋下流地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）を結ぶ宇治橋の下流域にあたります。地区全体が風致地区（高さ制限 15m）に指定され、宇治橋から下流を望む河川景観が確保されるとともに、宇治川の水辺を通して天下峰～五雲峰の山並みを一望することができます。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>宇治川の上流側と下流側の連続性のある景観の確保や宇治橋の下流側の河川景観の保全に努めます。また、宇治川の水辺から市街地近郊の山麓丘陵地、山並みスカイラインへと続く広大なパノラマ景観を保全し継承します。</p>

【C：宇治橋下流地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準															
共 通	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。(壁面線は、周辺に揃える。) ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。 															
	意 匠 全 般	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産及び歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 															
建 築 物	意 匠 ・ 形 態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。														
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。														
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。														
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。														
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。														
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。														
		付 帯 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。 														
色 彩	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度 5 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度 4.5 以下</td> <td>彩度 10 以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~10Y</td> <td>明度 4.5 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~7.5PB</td> <td>明度 4.5 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 N1.0~N7.5</td> <td colspan="2">を基調とする。</td> </tr> </table> 	2.5R~10R	明度 5 以下	彩度 6 以下	2.5YR~10YR	明度 4.5 以下	彩度 10 以下	1Y~10Y	明度 4.5 以下	彩度 6 以下	2.5GY~7.5PB	明度 4.5 以下	彩度 6 以下	無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。	
		2.5R~10R	明度 5 以下	彩度 6 以下													
2.5YR~10YR	明度 4.5 以下	彩度 10 以下															
1Y~10Y	明度 4.5 以下	彩度 6 以下															
2.5GY~7.5PB	明度 4.5 以下	彩度 6 以下															
無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。																
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度 5 以上</td> <td>彩度 6.5 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度 5 以上</td> <td>彩度 6.5 以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~7.5Y</td> <td>明度 7 以上</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~10RP</td> <td>明度 7 以上</td> <td>彩度 2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 N1.0~N7.5</td> <td colspan="2">を基調とする。</td> </tr> </table> 	2.5R~10R	明度 5 以上	彩度 6.5 以下	2.5YR~10YR	明度 5 以上	彩度 6.5 以下	1Y~7.5Y	明度 7 以上	彩度 6 以下	2.5GY~10RP	明度 7 以上	彩度 2 以下	無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。		
2.5R~10R	明度 5 以上	彩度 6.5 以下															
2.5YR~10YR	明度 5 以上	彩度 6.5 以下															
1Y~7.5Y	明度 7 以上	彩度 6 以下															
2.5GY~10RP	明度 7 以上	彩度 2 以下															
無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。																
	緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。 															
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。															
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。															
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。															

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

D：市南北玄関口地区

景観計画区域

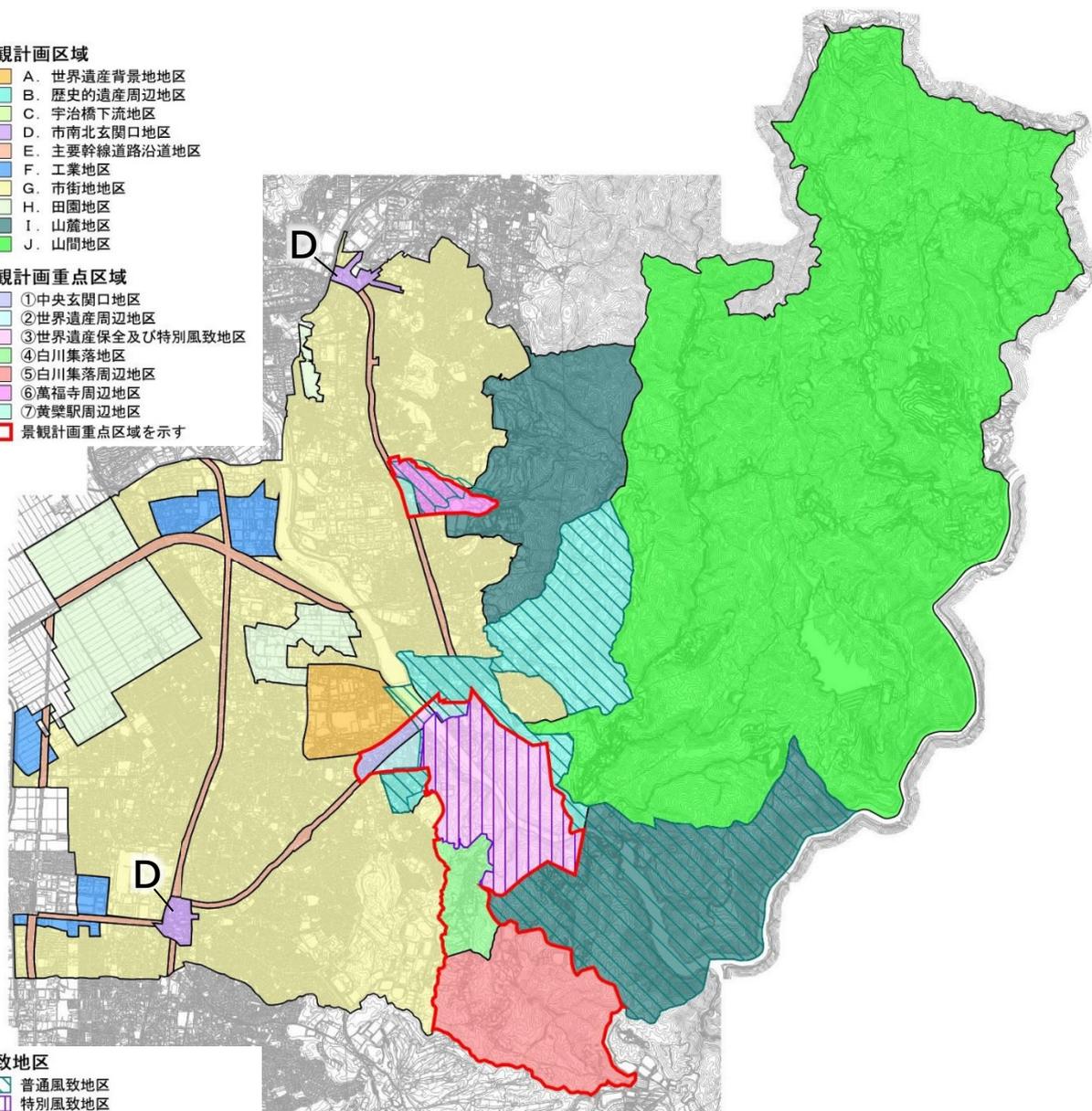
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【D：市南北玄関口地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>六地蔵駅周辺及び大久保駅周辺にあたり、商業地域及び近隣商業地域に指定され、広域的な交通ターミナルを中心に商業施設やマンション等が集積しています。旧奈良街道のまちなみは、豊臣秀吉が建設した伏見城下町の町割りの遺構で、一丁目・札ノ辻・紺屋町などの小字はその頃の遺称です。</p> <p>六地蔵駅北側では、地区計画等を活用した高度利用が図られ、景観に配慮された鉄道駅の改修や広場の整備が行われています。一方、旧奈良街道では高さの規制により、一定の奥行きをもった規則的なまちなみが形成されています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>宇治市の北と南の玄関口として、にぎわいと活力のある都市空間の形成を図りつつ、訪れた人に対して宇治市の印象を高めるための質の高い景観の創出・育成を進めます。</p>

【D：市南北玄関口地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○道路側に有効な広場及び公開空地をできるだけ設置する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場の出入口は、2つ以上の道路に面する場合についてはできるだけ背面又は側面道路を利用するようにし、1つの道路に面する場合については歩道等に配慮し最小限となるようにする。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治市の玄関口にふさわしいまちなみとして調和した色彩及びデザインとなるよう工夫する。	
建 築 物	意匠・ 形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩及びデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

第6章
良好な景観の形成のための行為の制限

第7章
景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章
屋外広告物に関する行為の制限

第9章
景観重要公共施設の整備

E：主要幹線道路沿道地区

景観計画区域

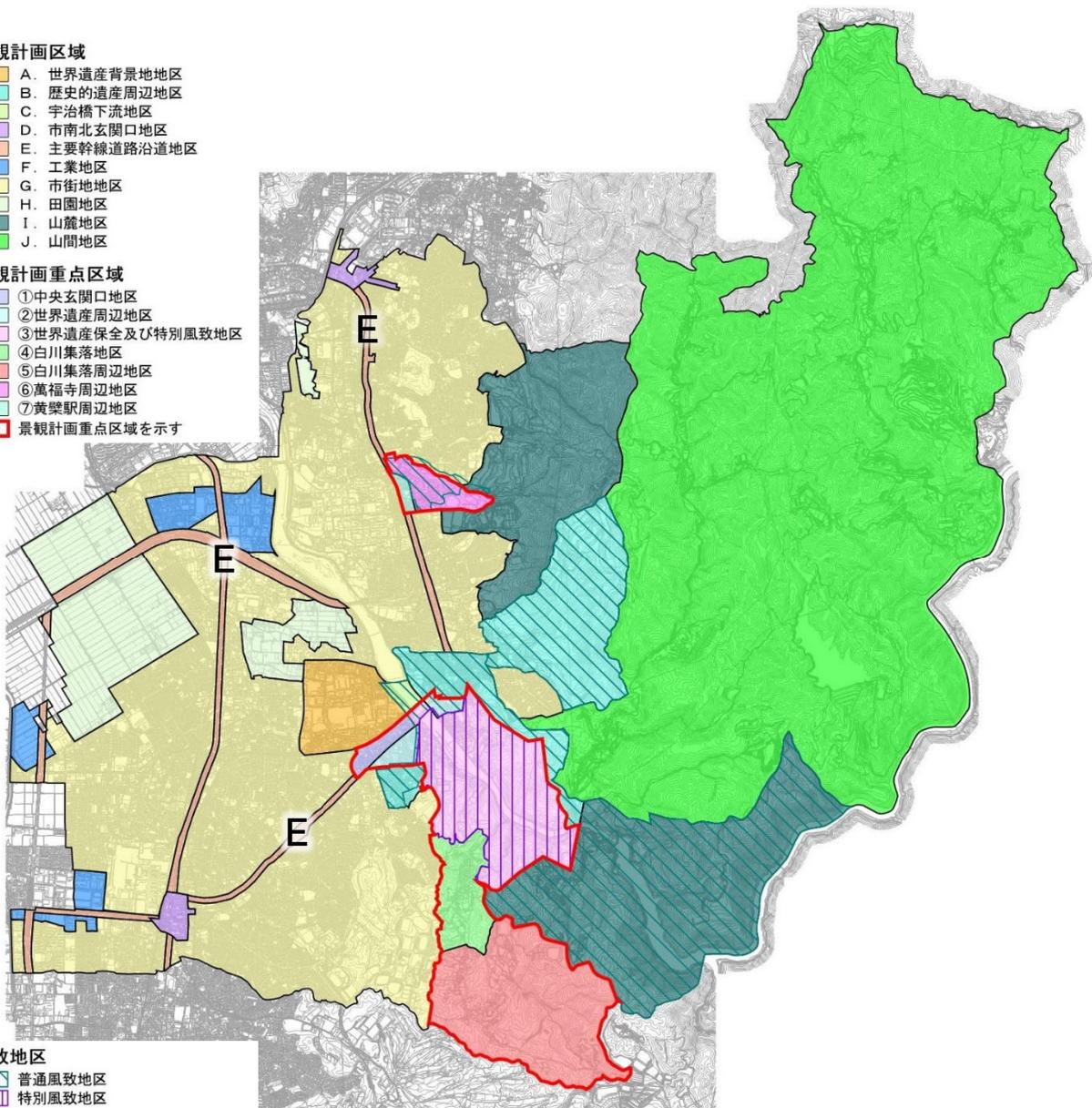
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【E：主要幹線道路沿道地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	<p>市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、府道宇治淀線、府道城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約25m）を対象としています。ただし、B・D地区及び景観計画重点区域内の沿道は除きます。</p> <p>沿道の建築物は概ね低層で、とりわけ府道城陽宇治線は典型的なロードサイド型の土地利用がされています。また、国道1号及び国道24号の一部は市街化調整区域内を通過しており、雄大な田園景観を眺望できます。</p>
誘導の視点	<p>主要幹線道路として秩序ある見通し（ビスタ）景観を保全・創出・育成します。うるおいと風格ある沿道景観形成にむけて、特に屋外広告物等は規制や景観誘導と合わせた啓発を進め、秩序のある沿道景観の育成に努めます。</p>

【E：主要幹線道路沿道地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○道路側に有効な広場及び公開空地をできるだけ確保する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。	
	意 匠 全 般	○道路に面する側だけでなく、それ以外の面についても沿道景観の調和に配慮する。 ○歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺のまちなみの景観と調和し、かつ、均整のとれた色彩及びデザインとする。	
建 築 物	意 匠 ・ 形 態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩及びデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

第6章
良好な景観の形成のための行為の制限

第7章
景観重要建造物・景観重要樹木の指定

第8章
屋外広告物に関する行為の制限

第9章
景観重要公共施設の整備

F：工業地区

景観計画区域

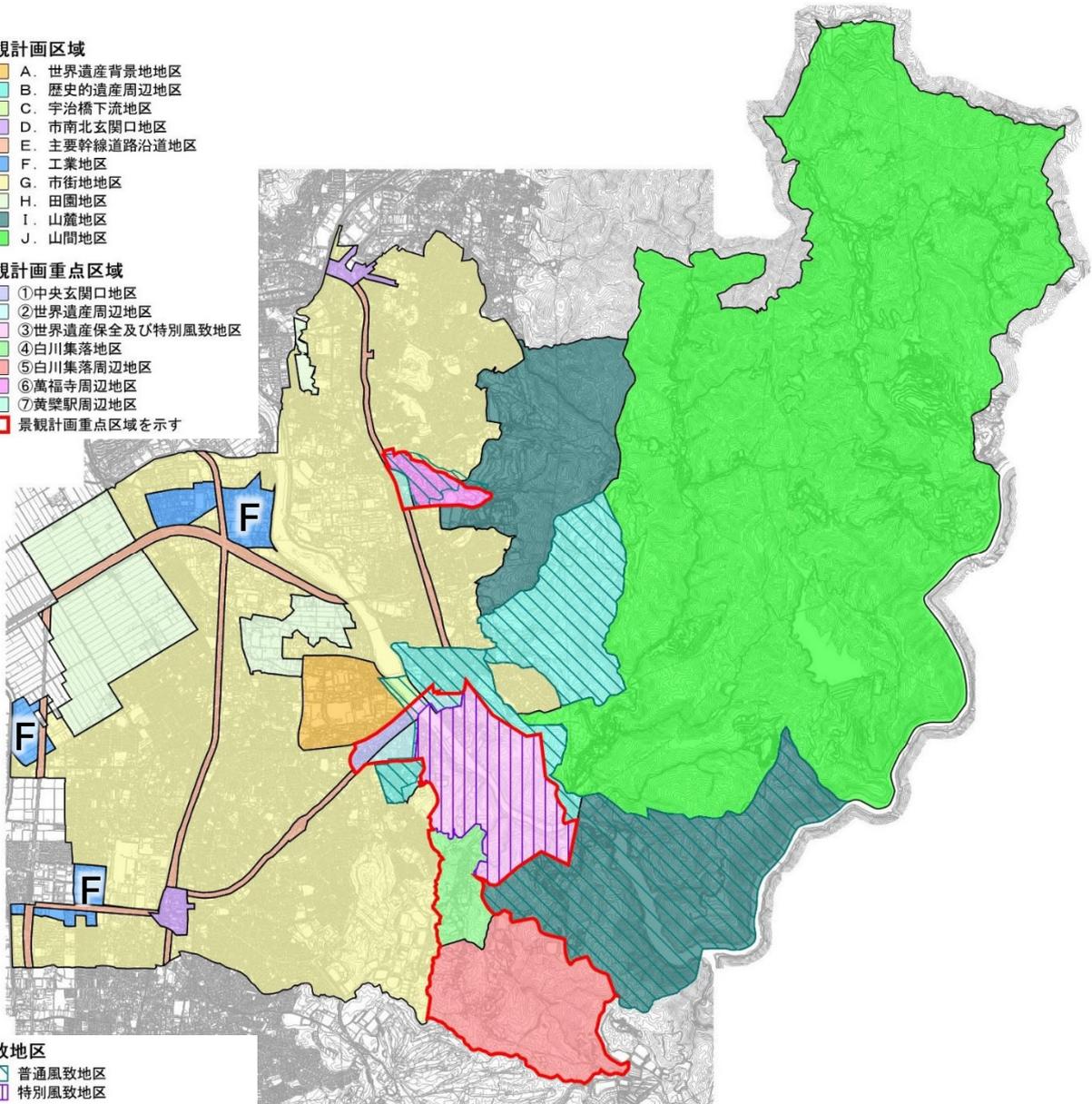
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【F：工業地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>用途地域は工業地域に指定されており、槇島地区では中小製造業等の工場が集積し、大久保地区では多様な業種の工場・事業所等が混在しています。</p> <p>大久保地域の一部では、住宅と工場の混在を避けるため、建築物の用途制限や高さ規制等により市街地を形成しています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>無機質な景観となることを避けるとともに景観面及び環境面にも配慮し、特に積極的な緑化の誘導を図るなど、ゆとりのある工業地景観の創出・育成を進めます。</p>

【F：工業地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	配 置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治らしさを考慮した色彩及びデザインとする。	
建築物	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		生 産 施 設 等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、統一感のあるまちなみとしての形成に努める。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、良好なまちなみ形成に留意したデザインとし、適切な植栽に努める。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
	工作物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩及びデザインとする。
		色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
植 栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

第6章
良好な景観の形成のための行為の制限

第7章
景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章
屋外広告物に関する行為の制限

第9章
景観重要公共施設の整備

G：市街地地区

景観計画区域

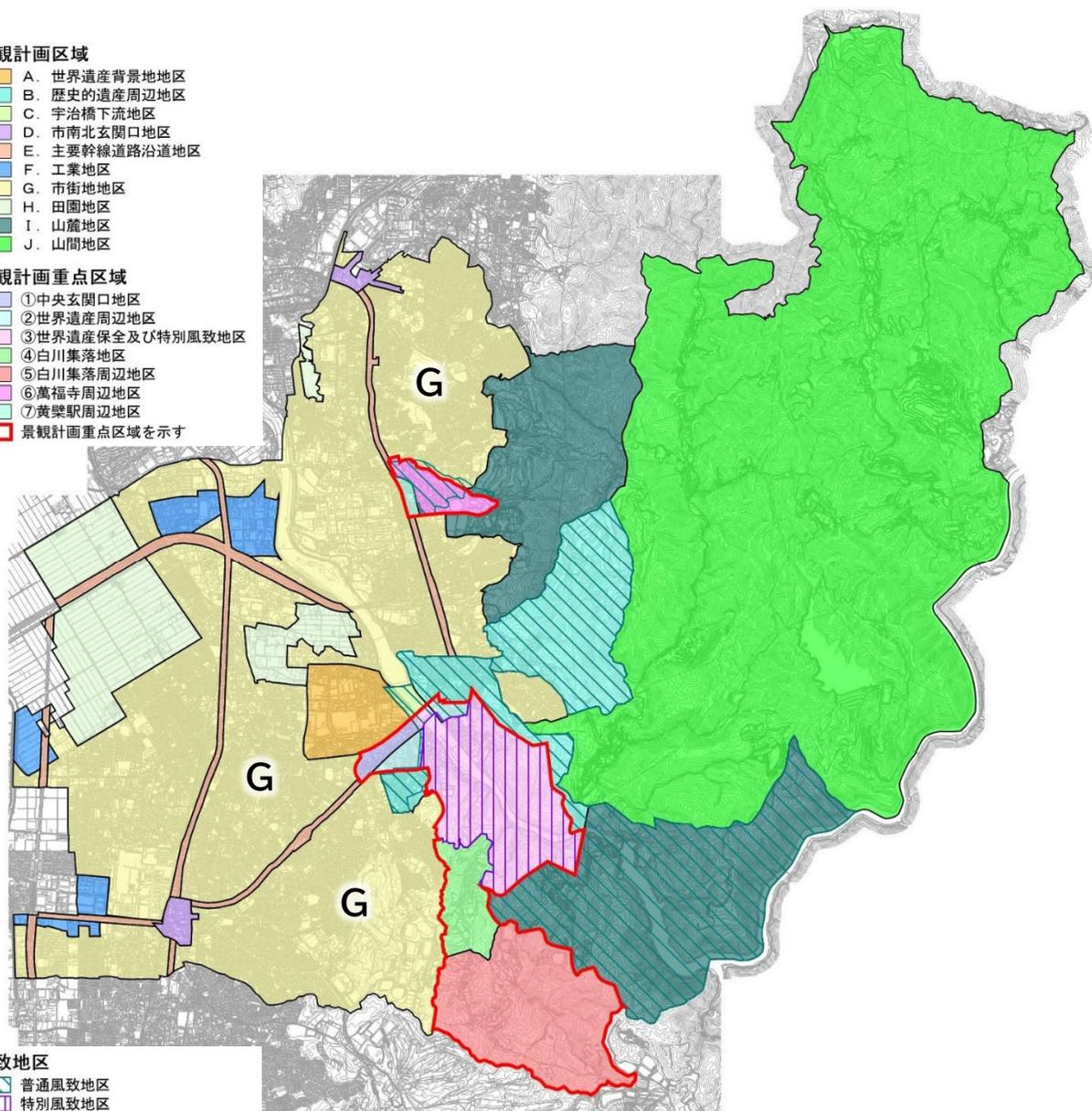
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【G：市街地地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>A～F地区、H～J地区、重点地区以外の市街化区域内にあたり、住居系用途地域を中心として準工業地域や近隣商業地域が含まれる地区です。</p> <p>旧大和街道・旧奈良街道・宇治橋周辺などの街道筋や、天下峰～五雲峰の山麓を中心に形成された旧集落と、昭和30年代後半からの比較的敷地の大きい丘陵住宅地や平地での小規模住宅地など、多様な年代の住宅地が混在し、それぞれの時代を背景としたまちなみ景観が重層的に共存しています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>住居系用途地域においては、それぞれの地域の景観特性との調和に配慮し、お互いに心地よく住み続けることのできる落ち着いたある住宅地景観を保全・創出・育成します。</p> <p>準工業及び近隣商業地域においても、それぞれの地域特性を踏まえながら、周辺景観との調和や連続性のある景観を保全・創出します。</p>

【G：市街地地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。	
建 築 物	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
	工 作 物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩及びデザインとする。
		色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
緑化（植樹・植栽）		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

第6章
良好な景観の形成のための行為の制限

第7章
景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章
屋外広告物に関する行為の制限

第9章
景観重要公共施設の整備

H：田園地区

景観計画区域

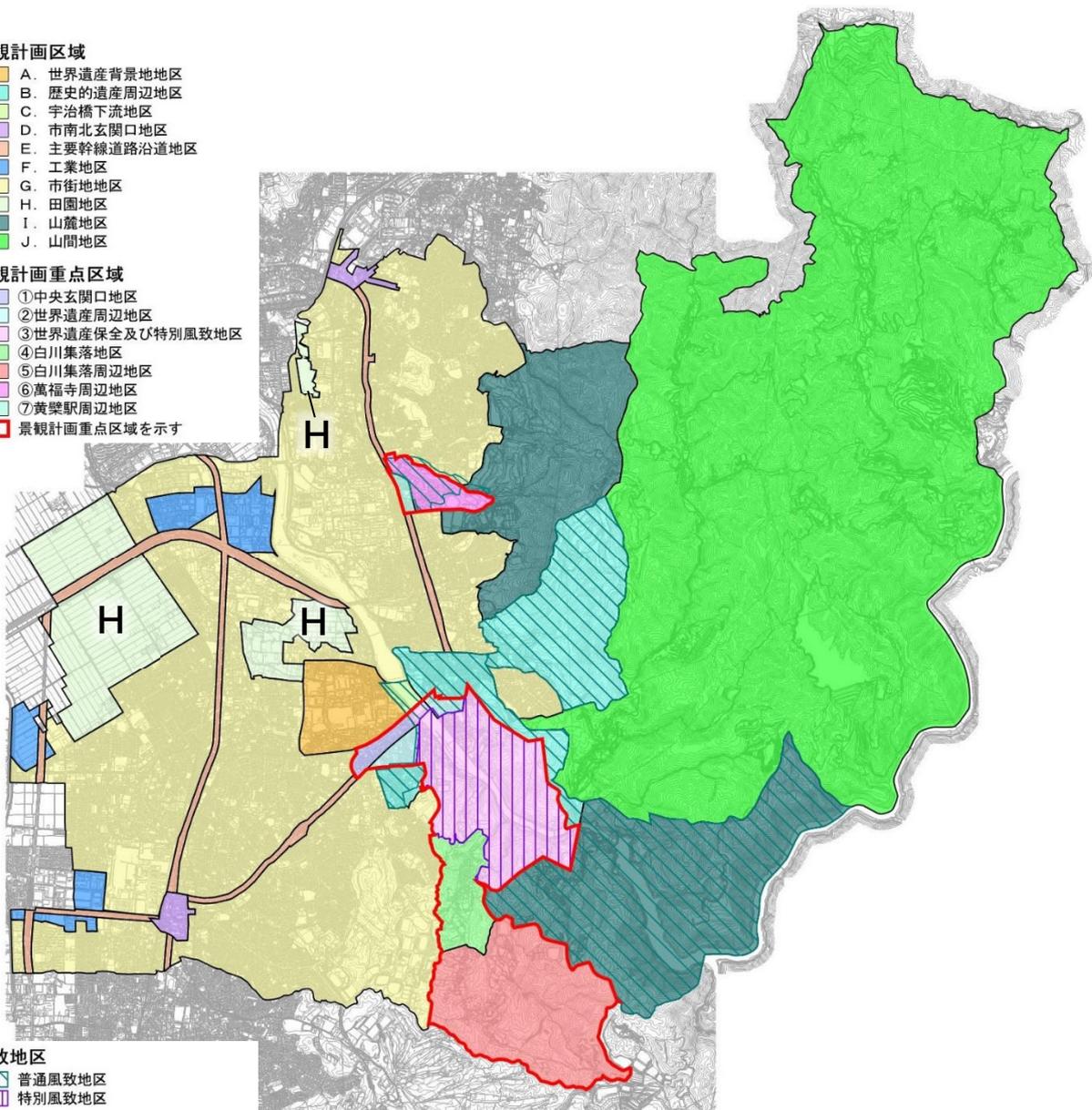
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【H：田園地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	<p>市街化調整区域内の農地及び湖沼にあたり、巨椋池干拓田や槇島の田畑、茶園、木幡池を有する地区です。</p> <p>四季折々の景色を楽しむことができるとともに、自然のうらおいや安らぎが身近に感じられます。</p>
誘導の視点	<p>都市や市民生活にうらおいや安らぎを与えてくれる貴重な空間として、担い手の育成などと併せて田園・茶園・水面が広がる景観を保全・継承することを基本としつつ、土地利用に際しては、自然景観及びパノラマ景観との調和に特に配慮します。</p>

【H：田園地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○土地利用に際しては、田園・茶園・水面が広がる景観との調和に配慮する。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。 ○周辺の田園景観と調和したものとする。	
建 築 物	意 匠 ・ 形 態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y～7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY～10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG～7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0～N7.5 を基調とする。	
		○田園地域の豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩及びデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

I : 山麓地区

景観計画区域

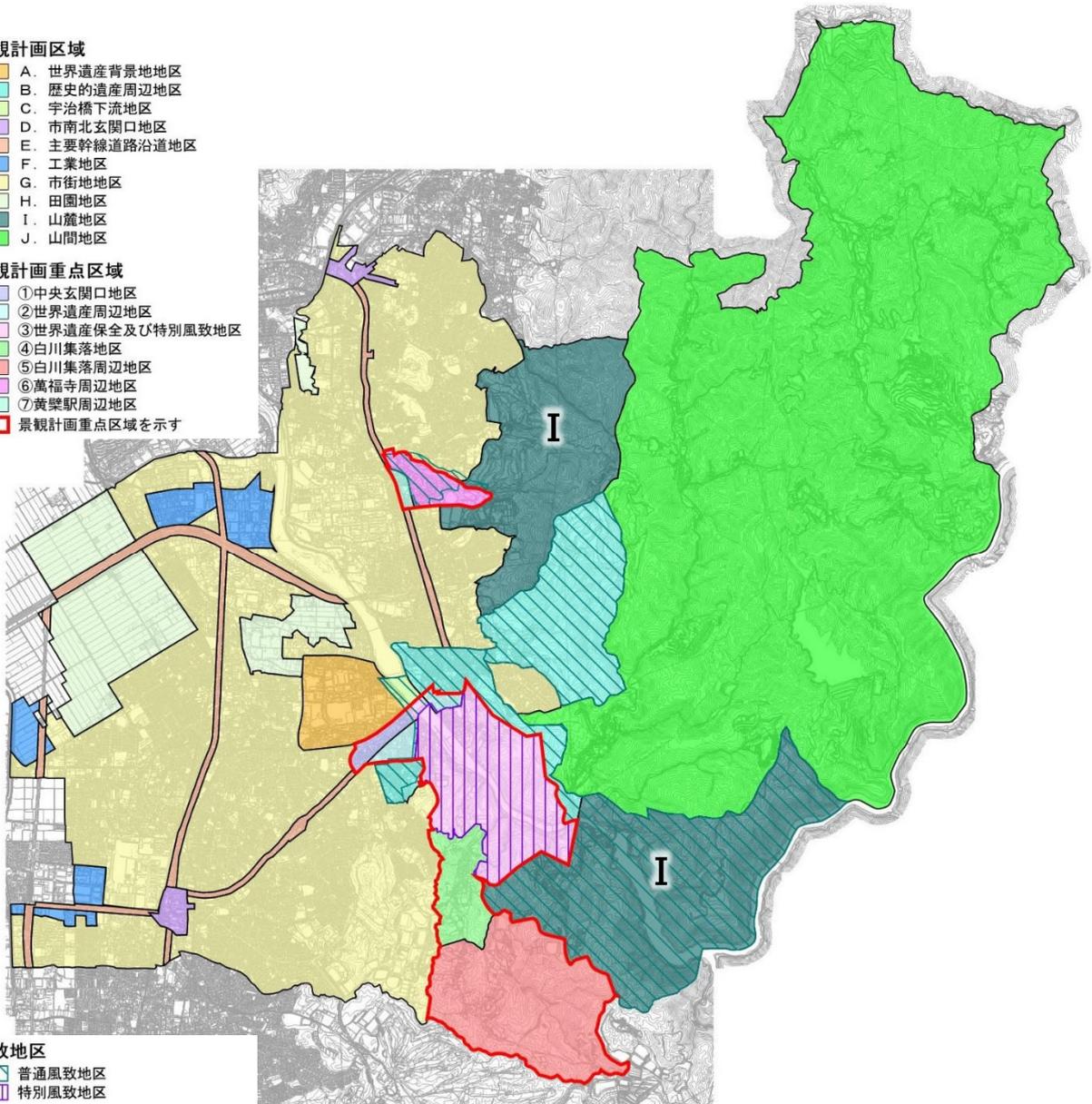
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【 I : 山麓地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>天下峰～五雲峰の山麓丘陵地であり、河川軸の宇治川から東側を眺望したときに、尾根筋が南北に連なって見えます。また、宇治川上流に広がる山麓は緑豊かな大パノラマ景観を形成しており、一部は風致地区に該当します。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>山麓丘陵地の裾野に広がる低層の住宅地景観の背景として、また、河川軸である宇治川上流の緑豊かな大パノラマを構成する遠景として、山並みスカイラインを侵すような土地の形質の変更、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化することがないように修景を行うなど、四季を彩る緑豊かな自然景観や、連続する山並み景観を保全・継承します。</p>

【 I : 山麓地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○山並みスカイラインを侵すことのないように、造成等土地の区画、形質の変更や建築物等の建築に配慮し、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化することがないように配置計画に努める。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。	
建 築 物	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○遠景眺望として宇治川から眺めた時に目立たないように工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度4以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度4以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○山並みスカイラインの自然景観を損なわないデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は低彩度のものとする。 ○山並みスカイラインや山麓の自然景観を損なわない色彩とする。 ○宇治川の河川整備では、周辺と調和する色彩とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

J：山間地区

景観計画区域

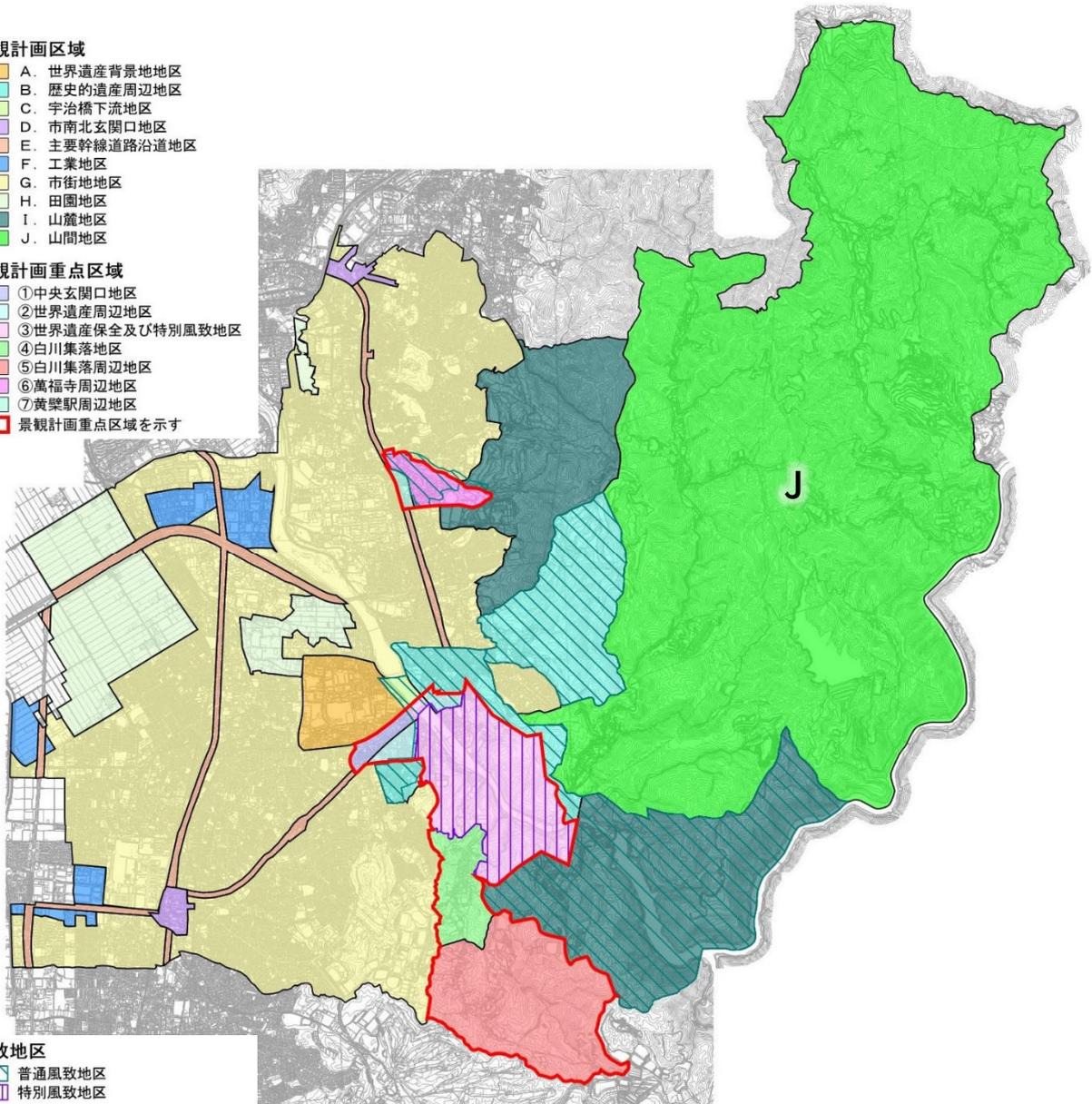
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【J：山間地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	<p>山麓より東側に広がる山間地で、市街化調整区域及び都市計画区域外にあたります。</p> <p>谷あい形成された山間集落地では石積棚田や里山など、昔ながらの集落地景観を望むことができます。</p>
誘導の視点	<p>里山や棚田の景観資源を保全・育成するとともに、志津川・炭山・笠取など緑豊かな森林景観と調和する谷あいの集落景観、また、集落から見た山並みスカイラインの景観の保全を進めます。</p>

【J：山間地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○里山や棚田の自然景観を阻害することのないよう留意する。	
	意 匠 全 般	○美しい山間集落地の景観に寄与するよう、美しい自然景観に調和したものとする。	
建築物	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	工作物	意 匠 全 般	○山並みスカイラインを山頂の東側から望むため、その自然景観を損なわないデザインとする。
		色 彩	○自然景観を損なわない色彩とする。
緑化（植樹・植栽）		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

第6章
良好な景観の形成のための行為の制限

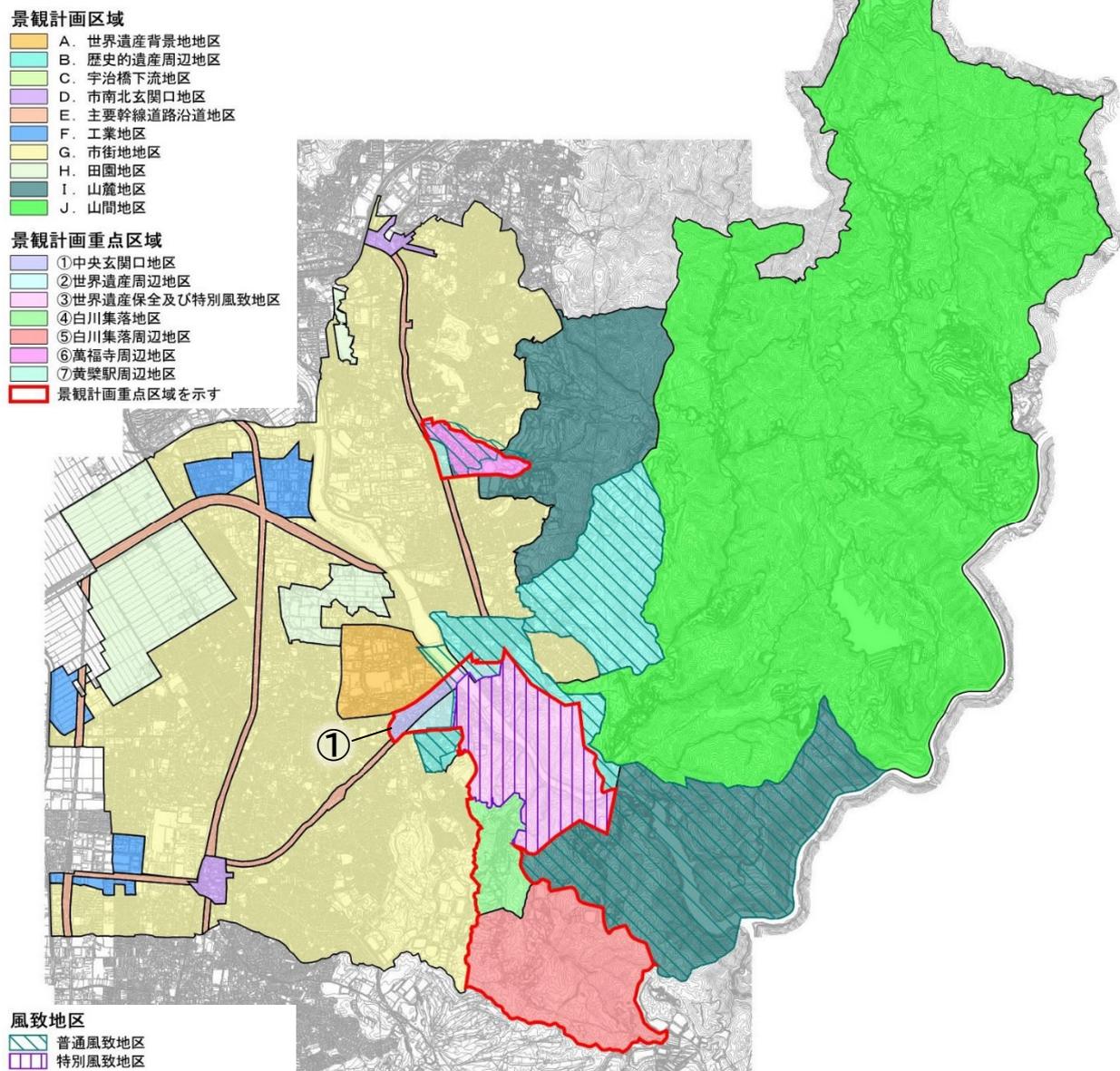
第7章
景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章
屋外広告物に関する行為の制限

第9章
景観重要公共施設の整備

6-1-2. 景観計画重点区域における行為の制限

重点地区1：中央玄関口地区



【重点地区1：中央玄関口地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	<p>宇治市の中央玄関口である JR 宇治駅の東側にあたり、本市の中核拠点の一角として、用途地域は商業地域や近隣商業地域に指定されています。また、JR 宇治駅南口周辺や宇治橋通りは、食品店や飲食店、土産物屋等が数多く立ち並び、地域住民の日常生活の場とともに、観光地として、多くの人でにぎわっています。</p>
誘導の視点	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）の背景として、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求めるとともに、宇治市の中央玄関口である JR 宇治駅と世界遺産とを結ぶ重要な動線として、世界遺産の歴史的・文化的な景観との調和を前提としながら、にぎわいが感じられる宇治市の顔となる景観の保全・創出・育成を進めます。</p>

【重点地区1：中央玄関口地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。	
	配 置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。	
	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩及びデザインとする。 ○世界遺産の背景地及び宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩及びデザインとする。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
緑化（植樹・植栽）		○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画及び形質の変更		○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

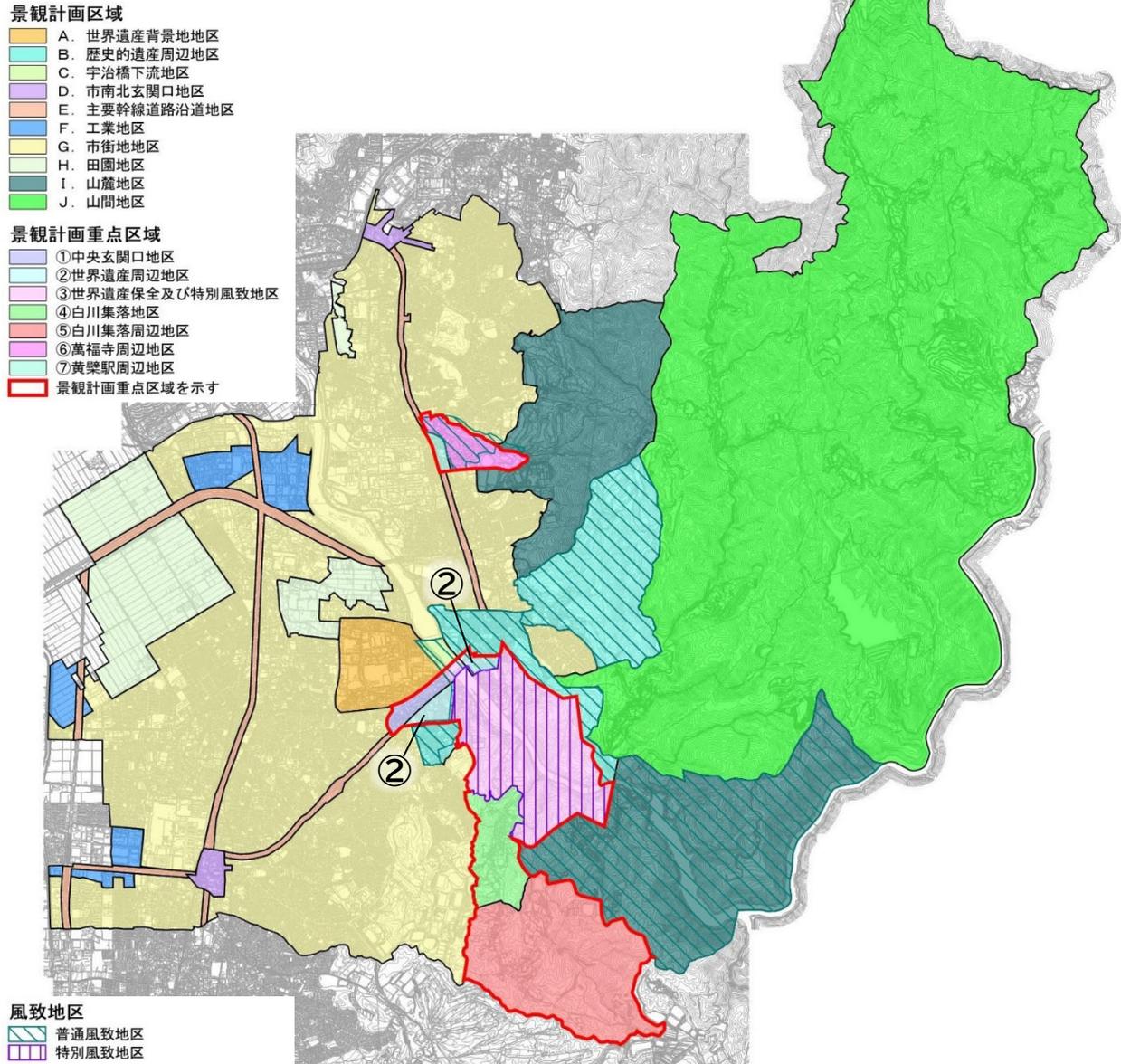
第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

重点地区2：世界遺産周辺地区



【重点地区2：世界遺産周辺地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	<p>本市の中核拠点の一角を構成し、世界遺産（平等院、宇治上神社）の背後地にあたります。用途地域は第一種住居地域及び近隣商業地域に指定され、また、大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されています。</p> <p>東西南北に基盤目状に走る本町通り・縣通り・伍町通りなどの道路を基本としながら、そこを斜めに宇治橋通りが貫き、これらが作り出す三角形の街区が市街地の基本形となり、歴史性や統一感のある建物が広がっています。</p> <p>なお、近年の発掘調査において、宇治地区の各所から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見されています。</p>
誘導の視点	<p>世界遺産の背後地として、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求めるとともに、世界遺産の歴史的・文化的な景観と調和する景観の保全・育成を進めます。</p>

【重点地区2：世界遺産周辺地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準																
共 通	配 置	<p>○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。</p> <p>○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。</p> <p>○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。(壁面線は、周辺に揃える。)</p> <p>○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。</p> <p>○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。</p>																
	意 匠 全 般	<p>○世界遺産及び歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。</p> <p>○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。</p>																
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。															
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。															
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。															
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。															
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。															
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。															
		付 帯 施 設	<p>○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。</p> <p>○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。</p>															
	色 彩	屋 根	<p>○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。</p> <p>○屋根の色彩は</p> <table border="0"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度5以下</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度4.5以下</td> <td>彩度10以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~10Y</td> <td>明度4.5以下</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~7.5PB</td> <td>明度4.5以下</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 N1.0~N7.5</td> <td colspan="2">を基調とする。</td> </tr> </table>	2.5R~10R	明度5以下	彩度6以下	2.5YR~10YR	明度4.5以下	彩度10以下	1Y~10Y	明度4.5以下	彩度6以下	2.5GY~7.5PB	明度4.5以下	彩度6以下	無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。	
		2.5R~10R	明度5以下	彩度6以下														
	2.5YR~10YR	明度4.5以下	彩度10以下															
1Y~10Y	明度4.5以下	彩度6以下																
2.5GY~7.5PB	明度4.5以下	彩度6以下																
無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。																	
外 壁	<p>○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。</p> <p>○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度5以上</td> <td>彩度6.5以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度5以上</td> <td>彩度6.5以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~7.5Y</td> <td>明度7以上</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~10RP</td> <td>明度7以上</td> <td>彩度2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 N1.0~N7.5</td> <td colspan="2">を基調とする。</td> </tr> </table>	2.5R~10R	明度5以上	彩度6.5以下	2.5YR~10YR	明度5以上	彩度6.5以下	1Y~7.5Y	明度7以上	彩度6以下	2.5GY~10RP	明度7以上	彩度2以下	無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。			
2.5R~10R	明度5以上	彩度6.5以下																
2.5YR~10YR	明度5以上	彩度6.5以下																
1Y~7.5Y	明度7以上	彩度6以下																
2.5GY~10RP	明度7以上	彩度2以下																
無彩色 N1.0~N7.5	を基調とする。																	
緑化(植樹・植栽)		<p>○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。</p> <p>○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存する時は、保全を行う。</p>																
工 作 物	意 匠 全 般	<p>○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。</p> <p>○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩及びデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。</p>																
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。																
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。																
	垣、さく、塀、擁壁	<p>○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀(着色は工作物の色彩基準を遵守) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 <p>なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。</p>																
土地の区画及び形質の変更		○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。																
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。																

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

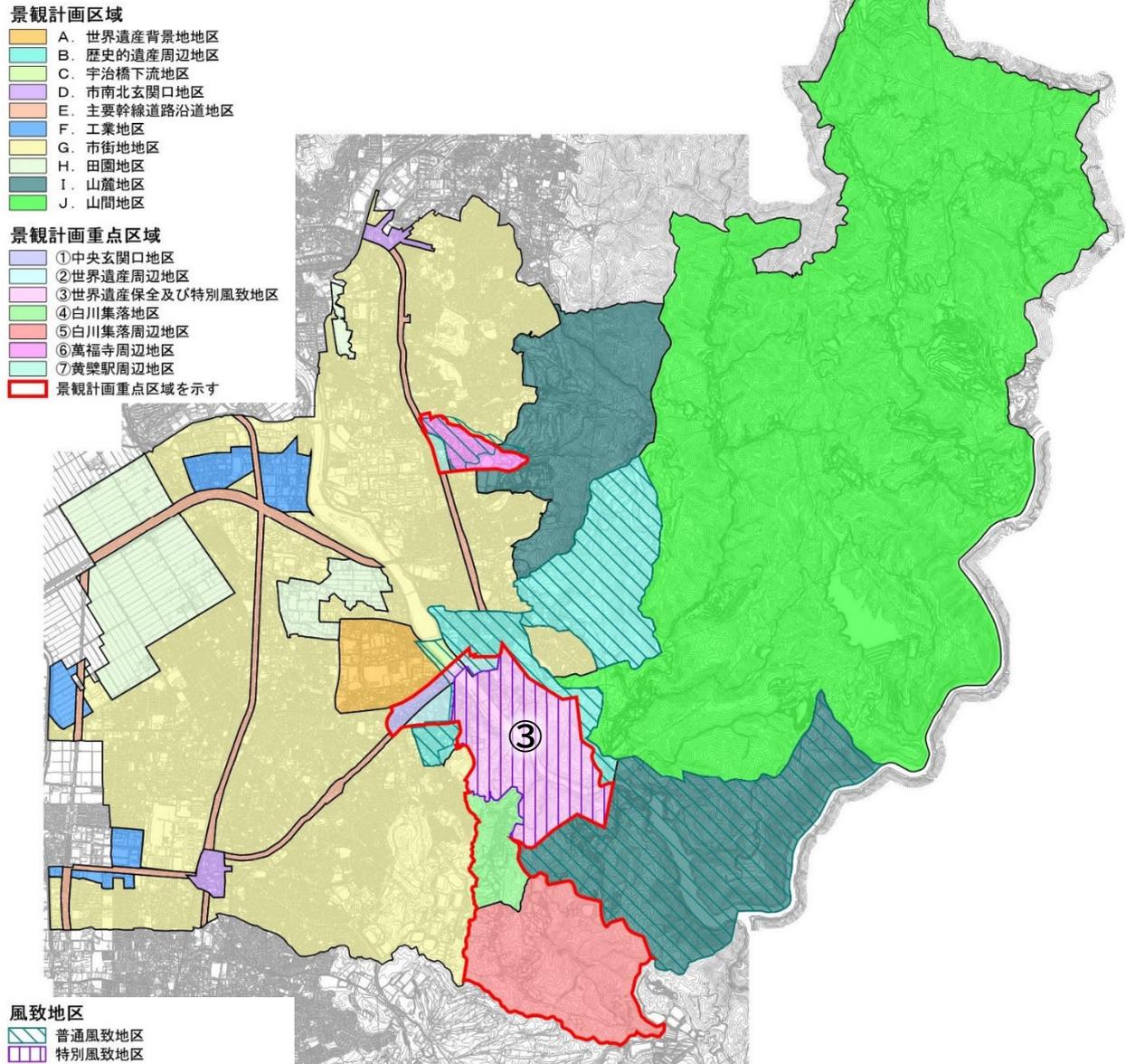
第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

重点地区3：世界遺産保全及び特別風致地区



【重点地区3：世界遺産保全及び特別風致地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）周辺の用途地域は第一種住居地域で、それ以外は市街化調整区域です。</p> <p>宇治橋の上流域にあたり、世界遺産の平等院及び宇治上神社を有するとともに、宇治川兩岸の仏徳山及び槇ノ尾山などの山麓丘陵地により構成されており、地区全域が特別風致地区（高さ制限 10m）に指定されているほか、風致地区（高さ制限 15m）、琵琶湖国定公園区域にも指定されており、眺望景観が保全されています。</p>
誘導の視点	<p>宇治市を象徴するシンボリックな景観として、世界遺産の歴史的・文化的な景観と宇治川の清流、大吉山（仏徳山）及び槇ノ尾山の自然の風致が織りなす美しい景観を厳に維持・継承します。</p>

【重点地区3：世界遺産保全及び特別風致地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。(壁面線は、周辺に揃える。) ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○世界遺産及び歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。	
	色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

重点地区4：白川集落地区

景観計画区域

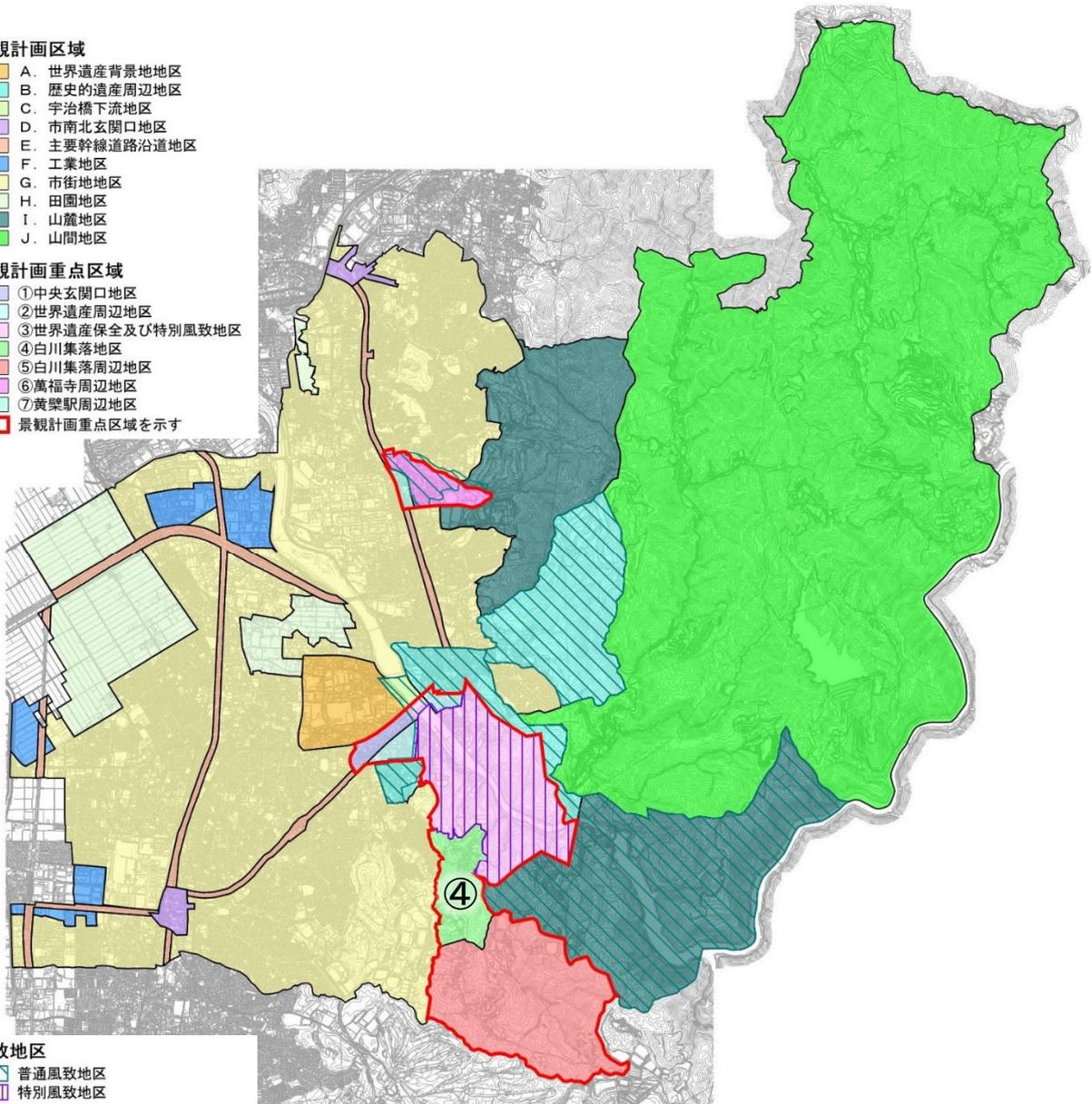
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【重点地区4：白川集落地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>重点地区3から続く南北に細長い小盆地の谷あい位置し、国の重要文化財である白山神社拝殿を有する地区です。棚田や段丘状に連なる茶園、昔ながらの石積み塀や板塀、白壁の残る集落のまちなみ、それらを取り囲む里山の緑が一体となって景観を形成しています。また、室町後期に勃興していた中宇治における茶栽培の影響を受け、白川においても茶園が広がっていき、現在もまとまった茶園が維持されています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>茶園や茶園景観、里山景観を保全します。</p>

【重点地区4：白川集落地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させる。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
	色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GP 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰（白色のものに限る）、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
		緑化（植樹・植栽）	○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩及びデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画及び形質の変更		○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

重点地区5：白川集落周辺地区

景観計画区域

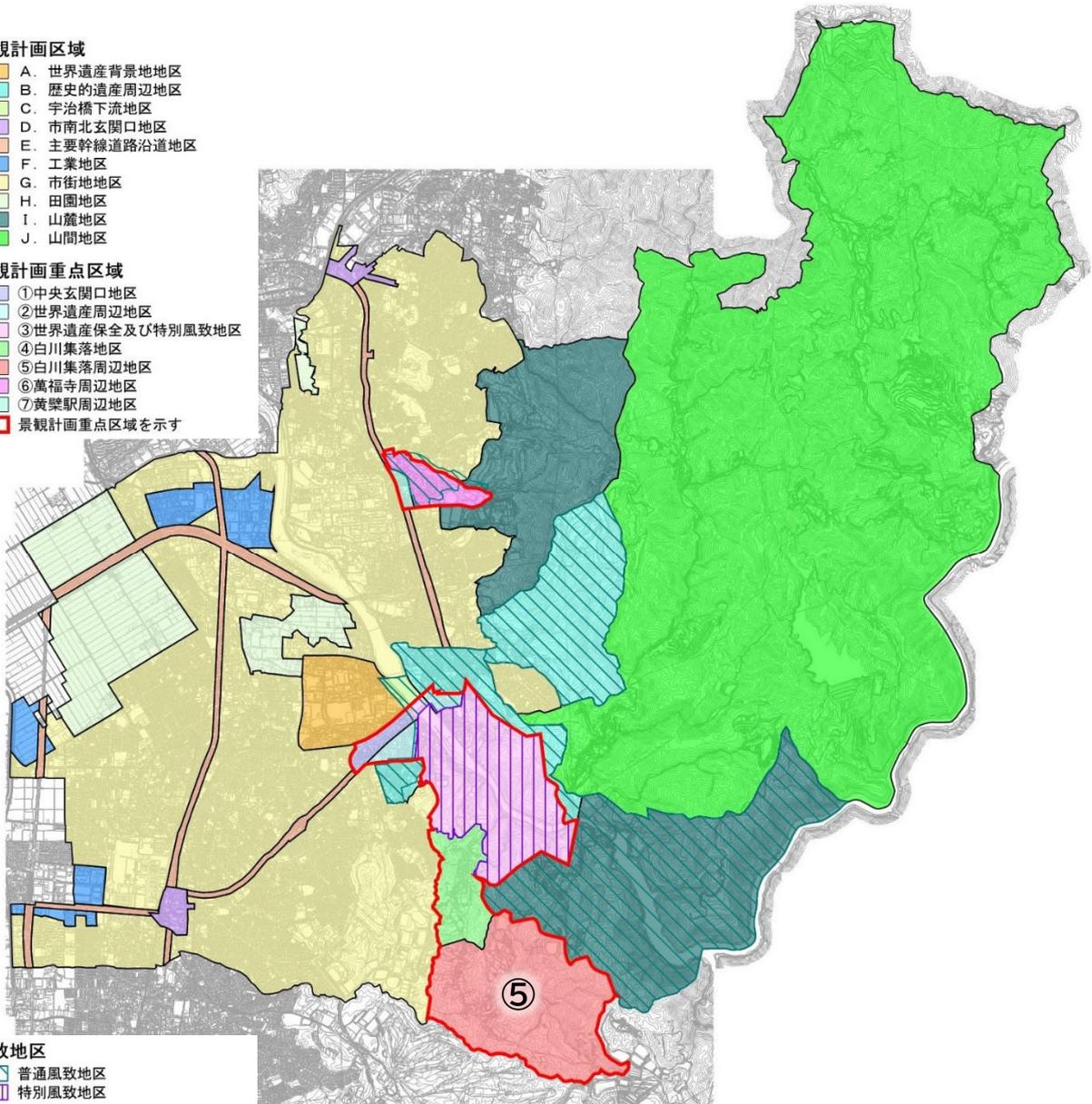
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【重点地区5：白川集落周辺地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	重点地区4から続く小盆地の谷あい位置し、覆下栽培を行う茶園や、棚田状の田畑が広がる山間地で、沿道には製茶工場のほか小規模な工場等が立地しています。
誘導の視点	工場等など、里山景観や茶園景観との調和を保全します。

【重点地区5：白川集落周辺地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。	
	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩及びデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させる。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		生 産 施 設 等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、里山景観に配慮したデザインとなるように努める。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
	色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~7.5PB 明度4以下 彩度4以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度7以上 彩度4以下 1Y~7.5Y 明度8以上 彩度2以下 2.5GY~7.5PB 明度8以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰（白色のものに限る）、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
	緑化（植樹・植栽）	○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩及びデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 無彩色 N3.0~7.5 を基調とする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

重点地区6：萬福寺周辺地区

景観計画区域

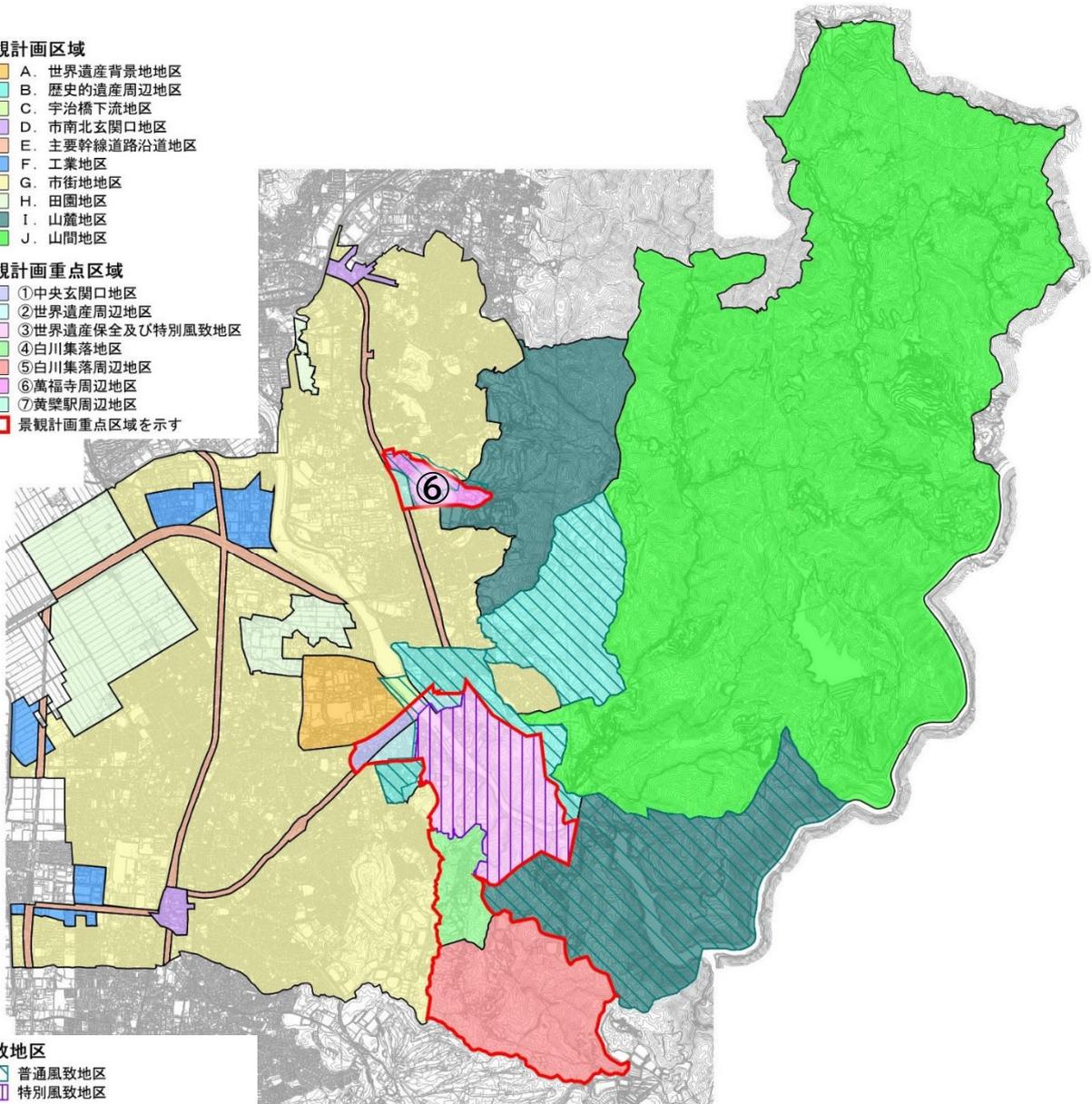
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【重点地区6：萬福寺周辺地区 地区の概要と誘導の視点】

<p>地区の概要</p>	<p>歴史的遺産であり国の重要文化財である萬福寺を有する地区です。 萬福寺周辺は旧街道沿いの趣ある雰囲気を継承し、建物外構や敷地内緑化等が積極的に行われ、緑豊かな景観が形成されています。また、地区内に勾配屋根のある民家が多く、道路舗装の高質化も行われており、趣のある旧街道沿いの雰囲気が現在も継承されています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>歴史的遺産を有する地区であるため、旧街道沿いの趣あるまちなみと風情を感じさせる雰囲気を継承し、豊かな自然景観と調和した景観形成を進めます。 萬福寺からの眺望景観の背景となる区域(萬福寺内の指定視点場から東側の高峰山を眺望した場合に視界に入る範囲)については、眺望に配慮した景観を保全します。</p>

【重点地区6：萬福寺周辺地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	世界遺産の背景要素	○宇治市の特徴的景観を代表する歴史的遺産の背景を守るため、萬福寺境内の定められた視点場から東側方向を眺望した場合に、その眺望景観に入らないよう努める。	
	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため生垣もしくは塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建物と調和させる。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置する。やむを得ず道路等から見える位置に配置する場合は、生垣もしくは塀等の設置によりできるだけ見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度4以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度4以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰（白色のものに限る）、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。	
	緑化（植樹・植栽）	○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○歴史的遺産周辺の景観を守るため、歴史的遺産から見えないように努めるとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
作 物	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状及びデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

重点地区7：黄檗駅周辺地区

景観計画区域

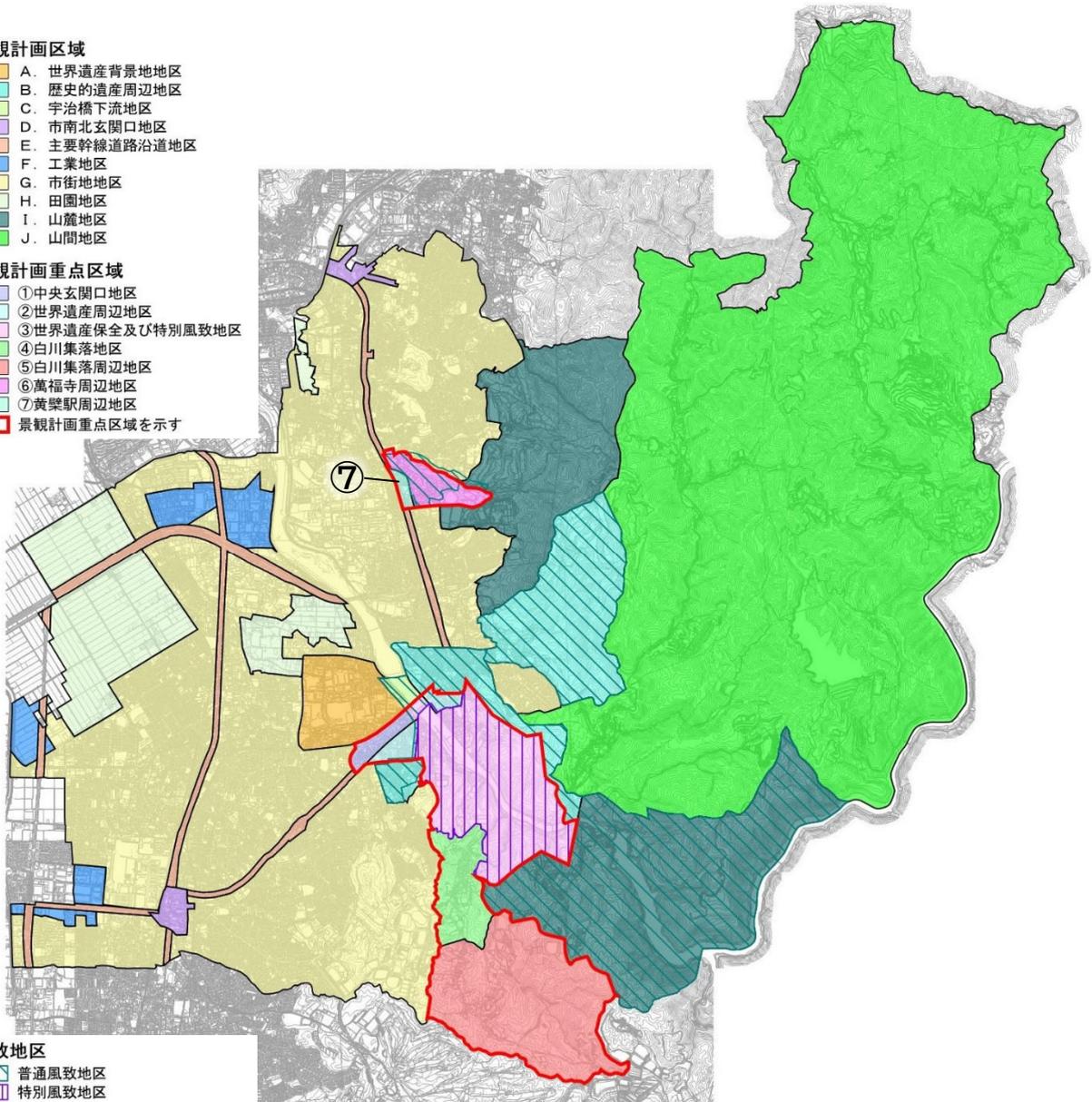
- A. 世界遺産背景地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地区
- H. 田園地区
- I. 山麓地区
- J. 山間地区

景観計画重点区域

- ①中央玄関口地区
- ②世界遺産周辺地区
- ③世界遺産保全及び特別風致地区
- ④白川集落地区
- ⑤白川集落周辺地区
- ⑥萬福寺周辺地区
- ⑦黄檗駅周辺地区
- 景観計画重点区域を示す

風致地区

- 普通風致地区
- 特別風致地区



【重点地区7：黄檗駅周辺地区 地区の概要と誘導の視点】

地区の概要	重点地区6に隣接した JR 黄檗駅前にあたります。府道京都宇治線が縦断することから、住宅を中心に沿道サービス型の建築物が混在した景観が形成されています。
誘導の視点	歴史的遺産である萬福寺への主要な動線にあたる地区として、沿道の建築物が歴史的な雰囲気と調和が感じられるように、落ち着いたあるまちなみ景観を保全します。

【重点地区7：黄檗駅周辺地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、生垣もしくは塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○歴史的遺産を有する地区の隣接地にあるため、当該地区の景観を損なわない形状、色彩及びデザインとする。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	色	付 帯 施 設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽もしくは塀等の設置に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
			屋 根
	色	外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度6以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N9.0 を基調とする。 但し、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。
			緑化（植樹・植栽）
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩及びデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画及び形質の変更		○土地の区画及び形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状及びデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

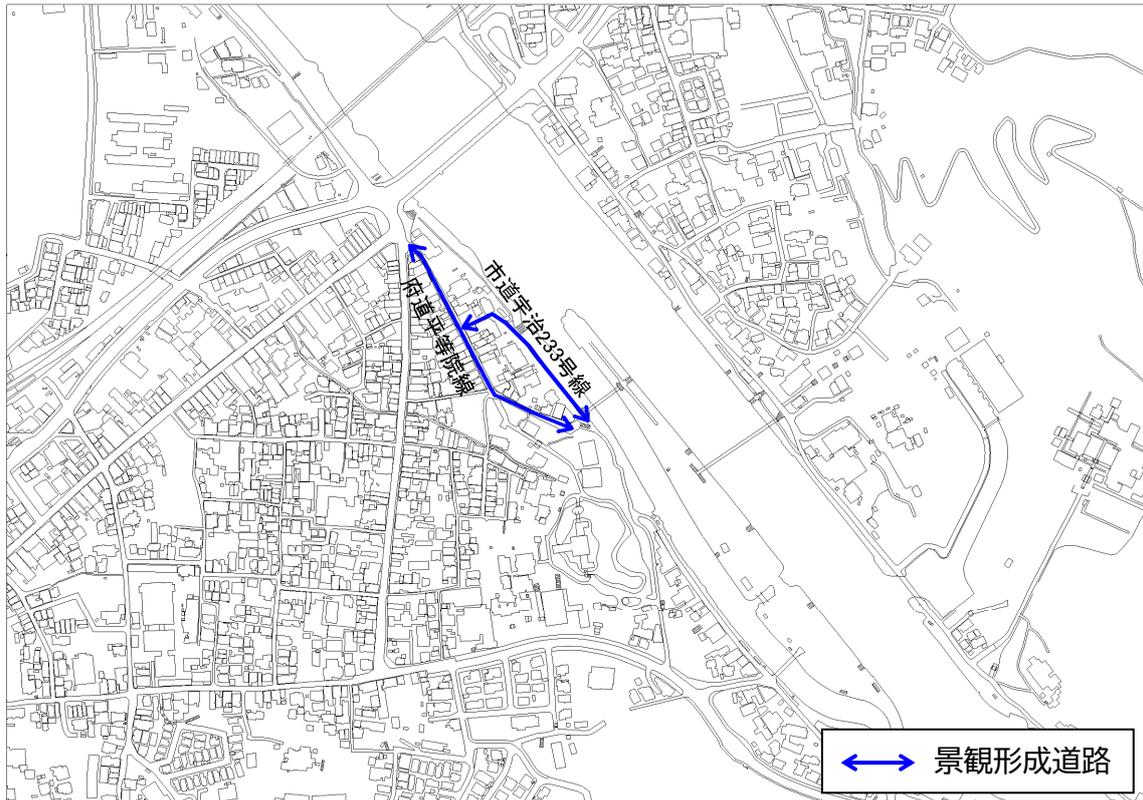
屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

イ：平等院表参道地区

平等院表参道地区 区域図



【イ：平等院表参道地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

<p>地区の概要</p>	<p>主に JR 宇治駅から宇治橋通りを通って平等院へ訪れる人の主要な動線であり、特別風致地区及び琵琶湖国定公園に指定され景観が守られています。</p> <p>本地区の2路線は、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化が行われたことから、町家風あるいは蔵造り風の意匠を継承した建築物との一体的な景観が形成されています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>府道平等院線は、世界遺産平等院への玄関口として、歴史的なまちなみ景観を保全するとともに、連続して軒線が揃った見通し（ビスタ）景観を保全し、歴史的な雰囲気を残します。市道宇治 233 号線は対岸であるあさぎり通りから眺めた際の眺望景観を保全します。</p>
<p>景観形成道路</p>	<p>府道平等院線 市道 233 号線</p>

【イ：平等院表参道地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザイン及び植栽とする。	
	意 匠 全 般	○町家風、蔵造り風の色彩及びデザインとする。 ○単純な色彩及びデザインの壁面としない。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5G~10B 明度5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.0 を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR~10YR 明度3以上 彩度4以下 2.5Y~7.5Y 明度3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度(特に低い明度、彩度)を可とする) 無彩色 N1.0~N9.5 を基調とする。
		緑化(植樹・植栽)	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩及びデザインとする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

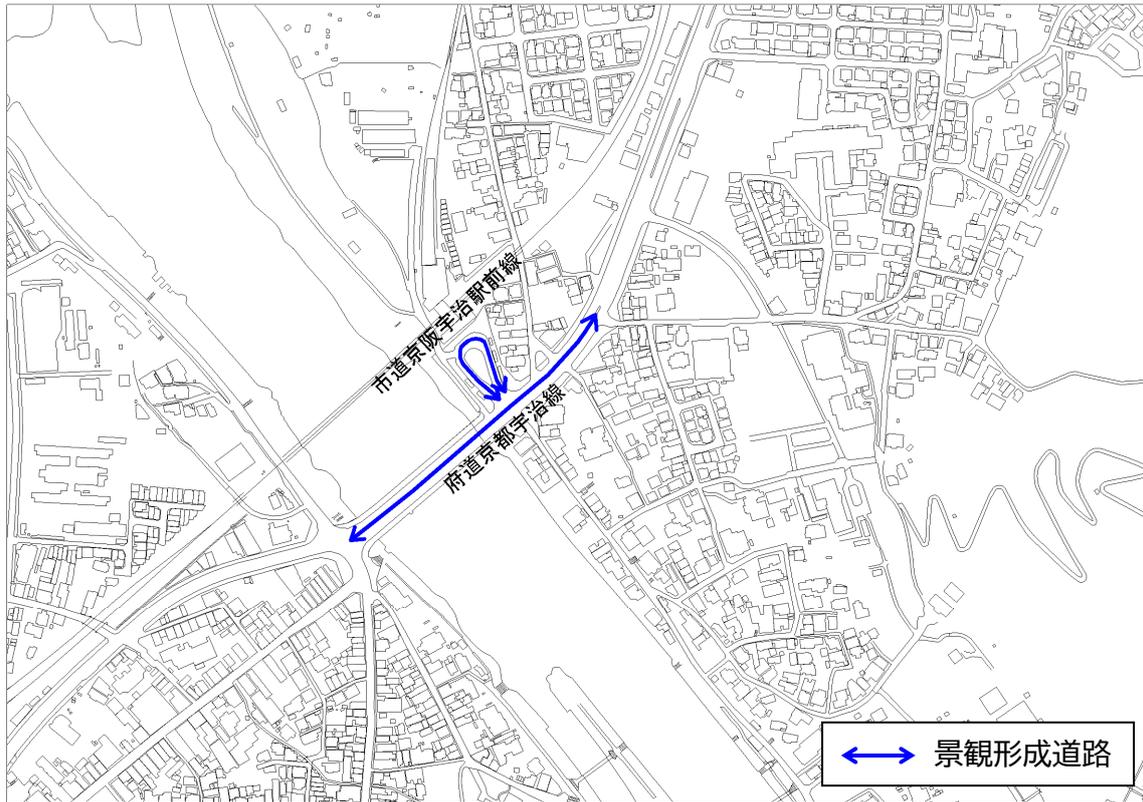
屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

□：宇治橋東詰地区

宇治橋東詰地区 区域図



【□：宇治橋東詰地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

地区の概要	宇治橋東詰に位置し、世界遺産への観光動向の起終点となっている近隣商業地域、及び風致地区です。京滋バイパス宇治東 IC を利用して世界遺産（平等院、宇治上神社）へ訪れる人の主要な動線を有し、京阪宇治駅前は、比較的新しい建築物が立ち並んでいます。
誘導の視点	宇治市を訪れた人が最初に宇治らしさを感じる場所の一つとして、世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう期待感を高めるため歴史を感じさせる雰囲気の良い景観を保全・創出します。また、宇治橋は橋自体が景観資源であり、宇治川上流と下流及び橋からの雄大なパノラマ景観を眺望する視点場でもあることから、適切な維持管理による景観の保全を進めます。
景観形成道路	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線

【□：宇治橋東詰地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザイン及び植栽とする。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した“和”をイメージした色彩及びデザインとする。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0～N10.0 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩及びデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

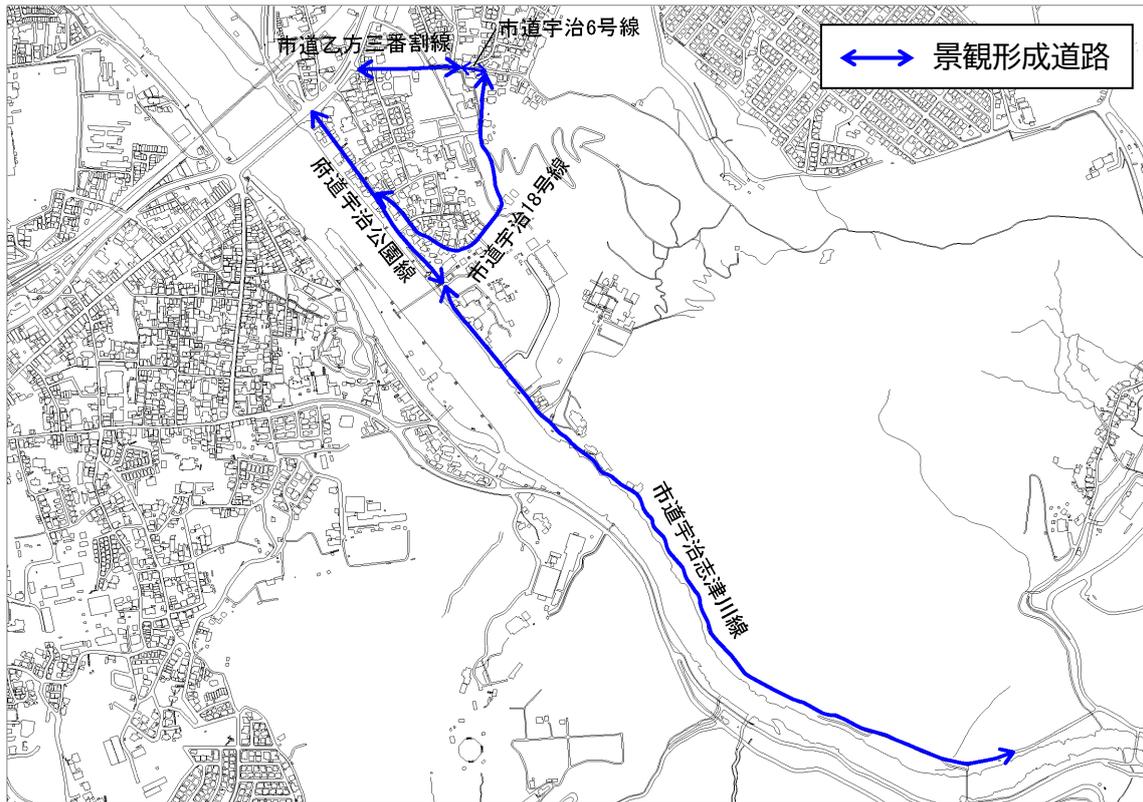
屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

八：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区

あさぎり通り、さわらびの道周辺地区 区域図



【八：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

<p>地区の概要</p>	<p>宇治川や仏徳山（大吉山）の裾野部分にあたり、自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置しています。本地区は琵琶湖国定公園内かつ特別風致地区（一部風致地区）内であり、眺望景観が守られています。本地区の全ての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化、サクラ等の植樹や敷地内の緑化により、うるおいのある美しい通り景観が形成されています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>世界遺産である宇治上神社や源氏物語にゆかりのある歴史的景観、宇治川の水辺景観から山麓そして山頂へと続く眺望景観の維持・保全を進めます。</p>
<p>景観形成道路</p>	<p>府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治 18 号線 市道宇治 6 号線 市道乙方三番割線</p>

【八：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザイン及び植栽とする。 ○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0 (いぶし和瓦色) を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度 2.3 以上 彩度 4 以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度 (特に低い明度、彩度) を可とする) 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
		緑化 (植樹・植栽)	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩及びデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材 (木・竹・石など) 又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画及び形質の変更		○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

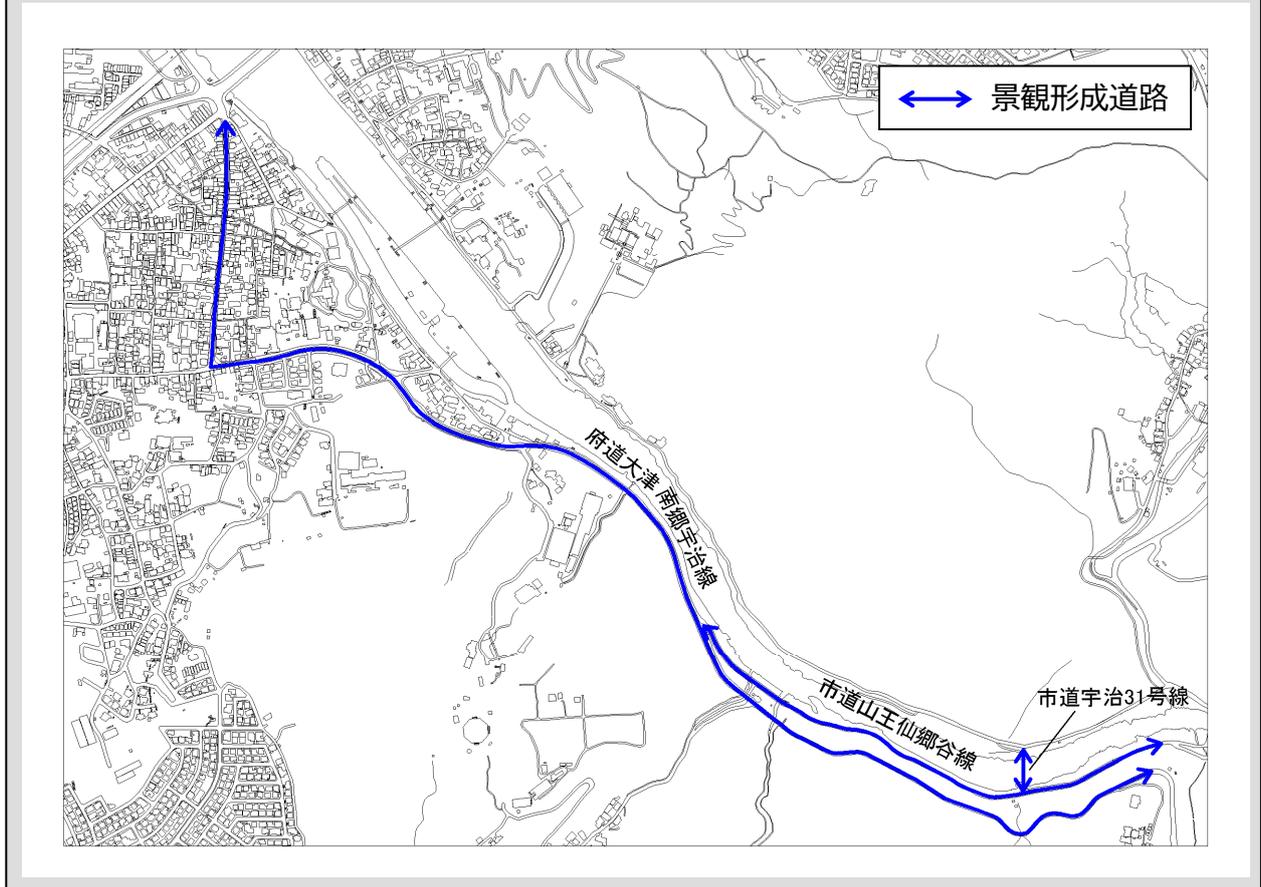
屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

二：大津南郷宇治線地区

大津南郷宇治線地区 区域図



【二：大津南郷宇治線地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

地区の概要	世界遺産平等院を中心として、縣神社や橋姫神社等の歴史的遺産と伝統的町家がある地区です。宇治の文化的景観の景観重要構成要素を形成するエリアと、宇治川左岸から上流に向かっていくエリアに大きく分けられ、特別風致地区及び風致地区に指定されています。また、本地区の全ての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、特に平等院周辺においては道路舗装の高質化により、まちなみの連続性が確保されています。
誘導の視点	平等院に至る縣通りは平安時代には大和大路として存在しており、現在は景観を形成する重要な通りであることから、沿道の建築物と調和する景観の維持・保全を進めます。宇治川の上流域では急峻な山麓丘陵地が迫る地形的条件を勘案し、道路としての安全性を確保しつつ、広域的な観光動線にふさわしい景観を形成します。
景観形成道路	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線

【二：大津南郷宇治線地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 ○単純な色彩及びデザインの壁面としない。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0 (いぶし和瓦色) を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度(特に低い明度、彩度)を可とする) 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
		緑化(植樹・植栽)	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

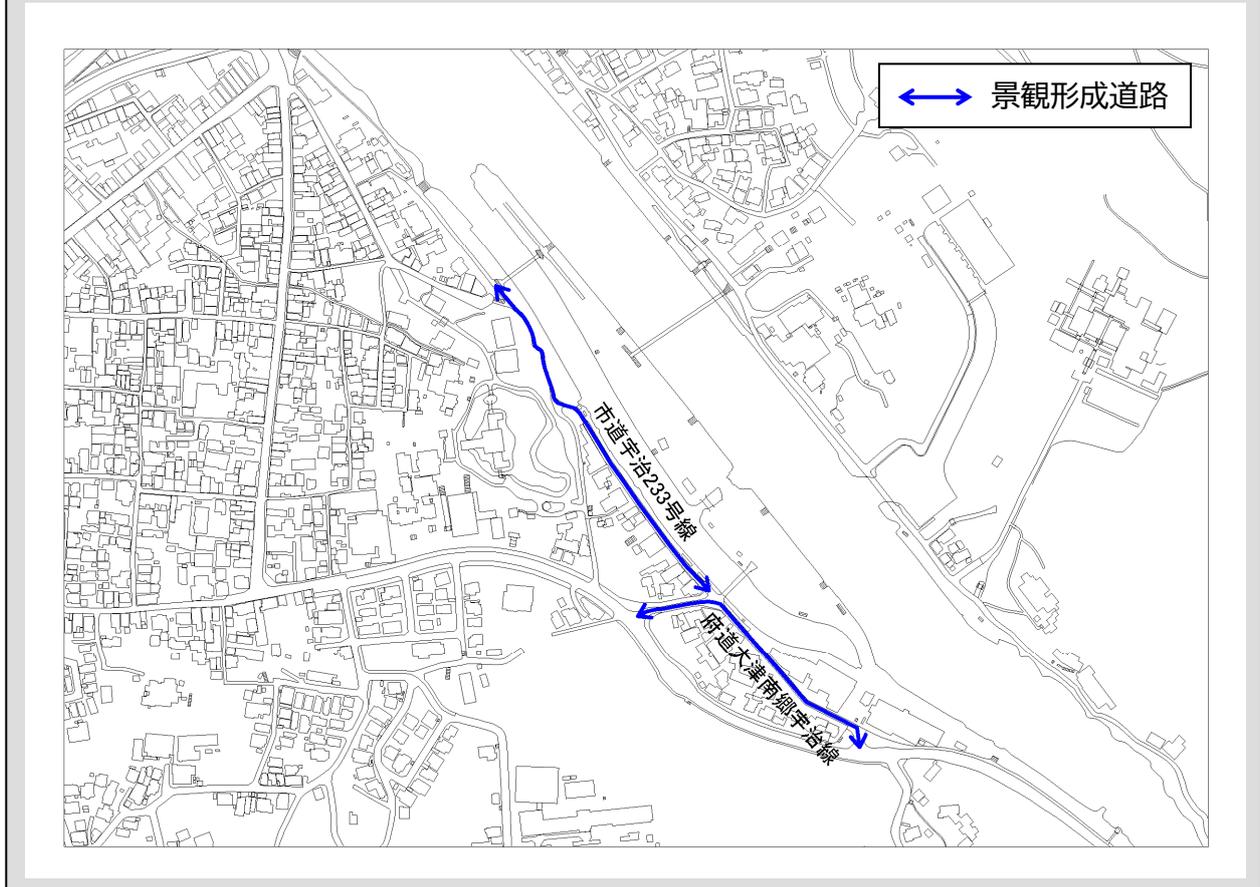
屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

ホ：平等院周辺地区

平等院周辺地区 区域図



【ホ：平等院周辺地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

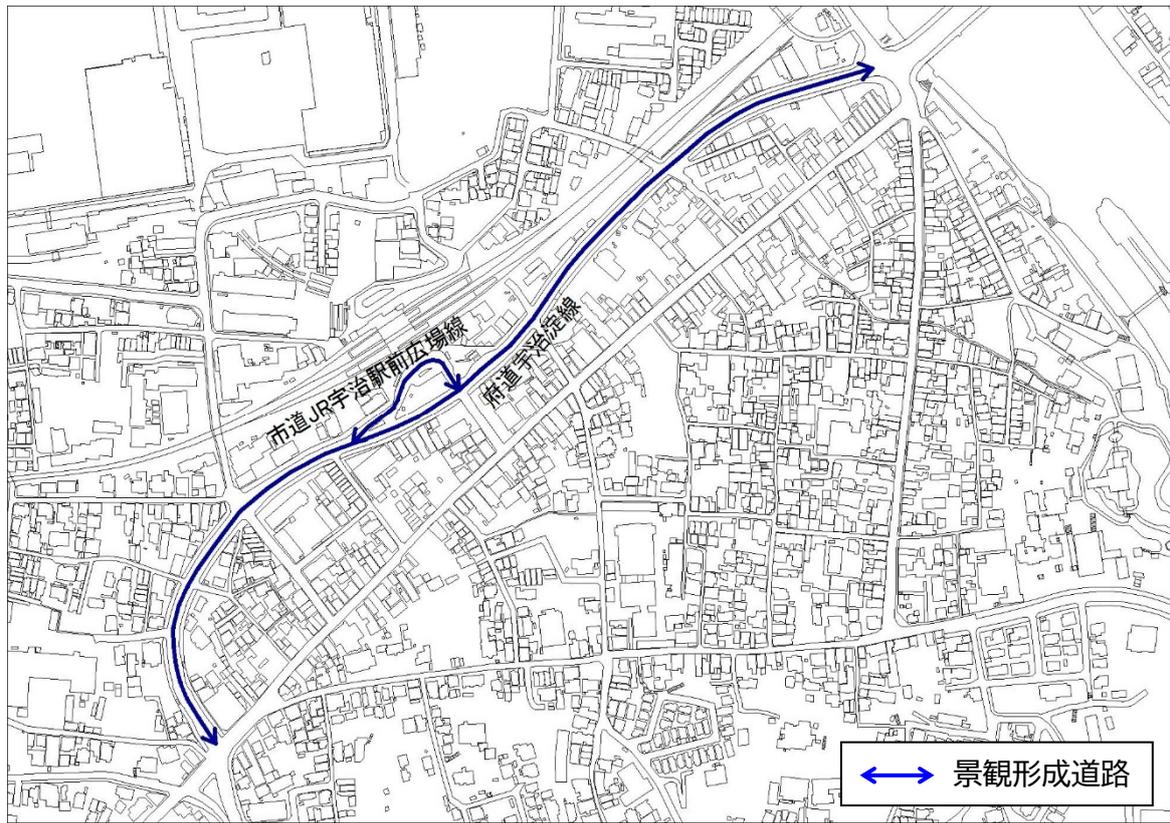
<p>地区の概要</p>	<p>宇治川左岸に位置し、特別風致地区及び琵琶湖国定公園に指定されています。来訪者が世界遺産平等院へアクセスする主要な観光動線として、また、塔の島及び朝霧橋を介して宇治上神社へ至る回遊道路となっています。</p> <p>沿道には土産物屋や飲食店が立ち並び、明治から昭和初期にかけて建てられた旅館群も見られるほか、平等院付近ではサクラ、マツ、モミジ等が植栽され、水と緑と歴史が融和した情緒ある景観が形成されています。また、市道宇治 233 号線（あじろぎの道）は宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されており、無電柱化や道路舗装の高質化等が行われ、周辺一帯が対面の山並みや宇治川と一体となった美しい景観が形成されています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>宇治川左岸から大吉山・明星山・五雲峰へと続くパノラマ景観の眺望と平等院への主要観光動線としての通り景観、サクラ、マツ、モミジ等の植栽が融和した景観の維持・保全を進めます。</p>
<p>景観形成道路</p>	<p>府道大津南郷宇治線 市道宇治 233 号線</p>

【ホ：平等院周辺地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共 通	配 置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状及びデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○単純な色彩及びデザインの壁面としない。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0 (いぶし和瓦色) を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度 2.3 以上 彩度 4 以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度 (特に低い明度、彩度) を可とする) 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
		緑化 (植樹・植栽)	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩及びデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材 (木・竹・石など) 又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

八：宇治橋若森線地区

宇治橋若森線地区 区域図



【八：宇治橋若森線地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

地区の概要	<p>宇治市の中核拠点として、沿道は商業地域・近隣商業地域に指定されており、高層住宅やホテル、業務ビル等が立地しています。JR 宇治駅南口広場を中心に東西に延びる通りであり、東方は京滋バイパス宇治東 IC に至り、西方は宇治市役所に至るなど、広域的な交通動線の要衝に位置し、JR 宇治駅前周辺は宇治市の中央玄関口として一部区間で無電柱化や歩道舗装の高質化が行われ、宇治橋通りへと続く景観の連続性が確保されています。</p>
誘導の視点	<p>府道宇治淀線は無電柱化促進により、宇治市の第一印象が高まる景観を形成しており、世界遺産（平等院、宇治上神社）への主な動線として、歴史性・文化性に配慮した宇治の顔づくりを進めます。</p>
景観形成道路	<p>府道宇治淀線 市道 JR 宇治駅前広場線</p>

【八：宇治橋若森線地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意匠全般	○単純な色彩及びデザインの壁面としない。	
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色と調和させる。
		付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色	屋根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 2.5G～2.5BG 明度3.5～7.0 彩度2～10 5B～7.5PB 明度6.5 彩度6 無彩色 N5.0～N9.0 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工作物	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩及びデザインとする。	
	色	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

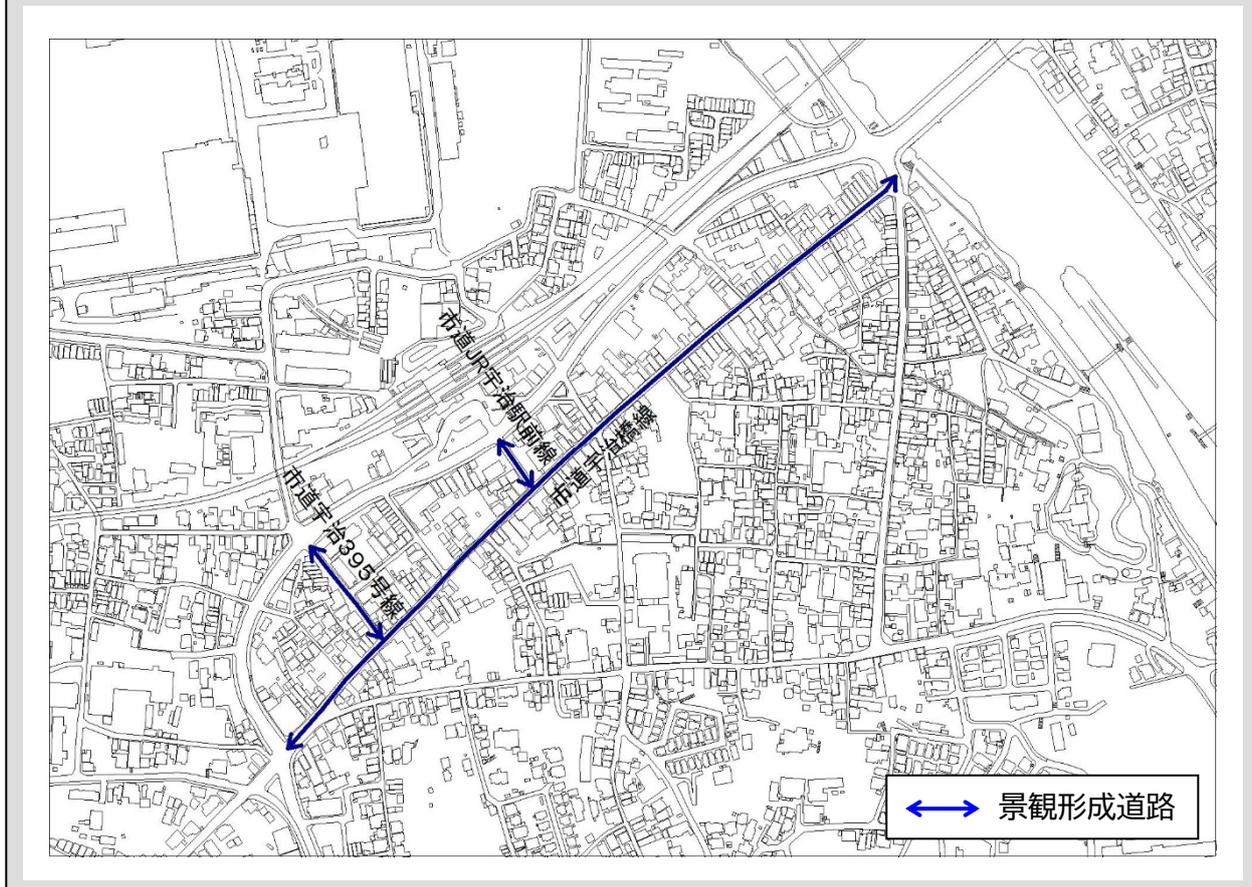
屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

ト：宇治橋通り地区

宇治橋通り地区 区域図



【ト：宇治橋通り地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

<p>地区の概要</p>	<p>JR 宇治駅から世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう観光客の主要な動線です。また、中近世の道を継承する市道宇治橋線（宇治橋通り）は、沿道に茶師屋敷や茶商建物といった伝統的町家等、歴史的意匠を有する建築物が多く立ち並ぶことから、無電柱化や道路舗装の高質化が行われ、軒線が揃った風格のある見通し（ビスタ）景観が形成されています。</p>
<p>誘導の視点</p>	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）へ通じる歴史のある地区として、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、茶商等の生業景観、地域発展に資するにぎわい景観、住民の身近な買い物等の生活景観など、歴史や観光と生活のバランスの取れた景観の保全を進めます。</p>
<p>景観形成道路</p>	<p>市道宇治橋線 市道 JR 宇治駅前線 市道宇治 395 号線</p>

【ト：宇治橋通り地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意匠全般	○単純な色彩及びデザインの壁面としない。 ○1、2階を意匠的（軒や色彩）に区分するデザインとする。	
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0～N10.0 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩及びデザインとする。	
	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
	土地の区画及び形質の変更	○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限

第7章

景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章

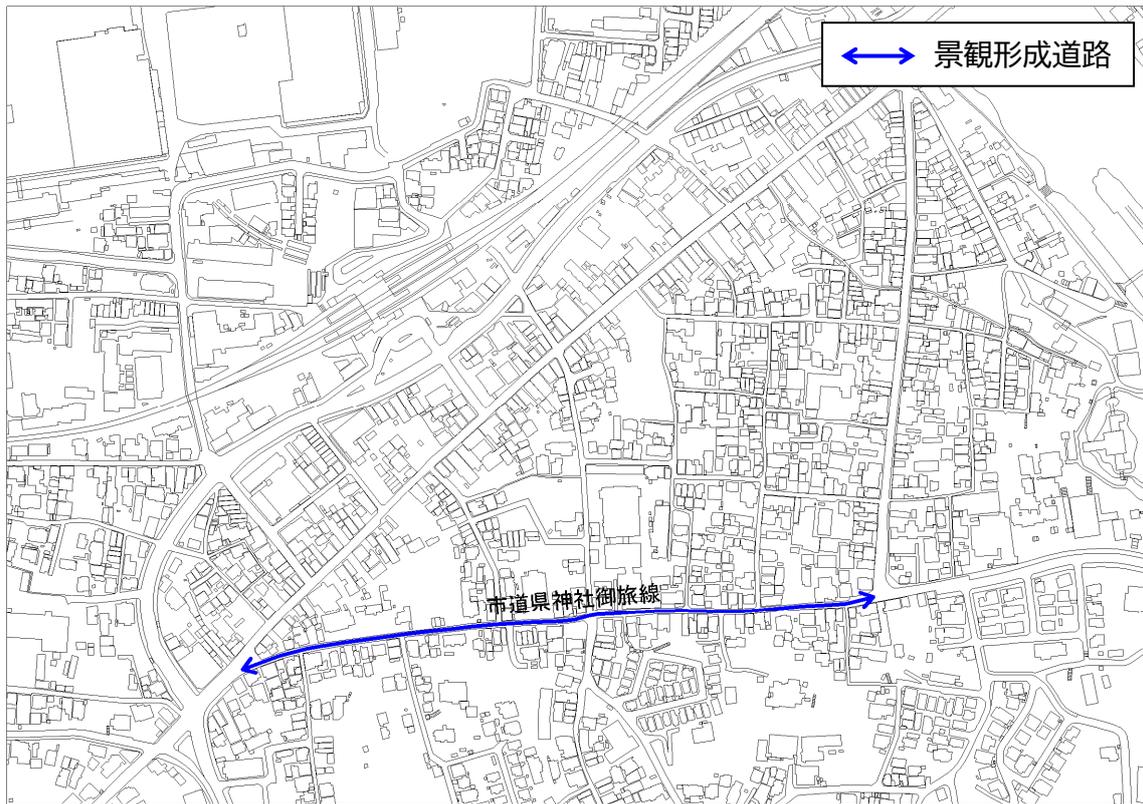
屋外広告物に関する行為の制限

第9章

景観重要公共施設の整備

チ：本町通り地区

本町通り地区 区域図



【チ：本町通り地区 地区の概要と誘導の視点及び該当路線】

地区の概要	縣神社と宇治神社御旅所を結ぶ世界遺産平等院の背後地にあたります。第一種住居地域や一部風致地区に指定されており、良好な住宅地が広がっています。
誘導の視点	比較的良好に伝統的木造建築の町家が残されていることや、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されていることから、歴史的なまちなみの維持を図り、歴史的な建築物等の維持・保全を進めます。
景観形成道路	市道県神社御旅線

【チ：本町通り地区 景観形成誘導指針】

項 目		誘 導 基 準	
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩及びデザインとする。 ○単純な色彩及びデザインの壁面としない。	
建築物	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	色 彩	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
		屋 根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
			外 壁
		緑化(植樹・植栽)	○世界遺産及び歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。		
工 作 物	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩及びデザインとする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画及び形質の変更		○土地の区画及び形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木竹の伐採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

第6章 良好な景観の形成のための行為の制限

第7章 景観重要建築物・景観重要樹木の指定

第8章 屋外広告物に関する行為の制限

第9章 景観重要公共施設の整備

6-2. その他の法令・条例に基づく行為の制限

6-2-1. 風致地区・特別風致地区における行為の制限

都市計画法及び宇治市風致地区条例に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

6-2-2. 近郊緑地保全区域における行為の制限

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

6-2-3. 琵琶湖国定公園における行為の制限

自然公園法に基づき、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、その他の行為の制限があります。